令和3年第1回設楽町議会定例会(第2日)会議録

令和3年3月12日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第2日)が設楽町役 場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛2 原田直幸3 加藤弘文4 今泉吉人5 金田敏行6 金田文子7 伊藤 武8 土屋 浩9 山口伸彦10 田中邦利11 髙森陽一郎12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長 横山光明 副町長 原田和久 後藤義男 教育長 総務課長 鈴木浩典 企画ダム対策課長 久保田美智雄 津具総合支所長 村松静人 生活課長 金田敬司 後藤武司 保健福祉センター所長 山﨑裕子 産業課長 建設課長 佐々木智則 町民課長 大須賀宏明

教育課長

遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名 事務局長 村松浩文

財政課長

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

- 1 髙森陽一郎議員
 - (1) 第1回全協に提示された設楽町選挙投票区、投票所見直し案について
 - (2) 設楽町地域防災計画と設楽町BCP (業務継続計画) について
- 2 加藤弘文議員
 - (1) 設楽町の奨学を支援する制度の問題について

原田 誠

- 3 田中邦利議員
 - (1) 下水事業にともない不要となった浄化槽の処理について
 - (2) 引き続きコロナ禍を回避するための施策について
- 4 原田直幸議員
 - (1) 設楽ダム完成後の振興策について
- 5 金田文子議員
 - (1) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について
 - (2) ジェンダー平等の実現について
 - (3) 子どもの学びが政策(事業化)へつながる連携について
- 6 金田敏行議員
 - (1) 町有地の今後の利活用について
 - (2) 特定空き家の経過について

会 議 録

開議 午前8時58分

議長 それでは、ただいまの出席議員は全員 12 名です。定足数に達していますので、 令和3年第1回設楽町議会定例会(第2日目)を開会致します。

本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5金田(敏) おはようございます。令和3年第3回議会運営委員会の結果の委員長報告を行います。

令和3年第1回定例会第2日の運営について、3月10日に議会運営委員会を 開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は、議長より報告 があります。日程第2「一般質問」は、本日6名の質問があります。受付順で、 質問時間は、答弁も含め50分以内とします。

なお、確認のために申し上げますが、質問方式は、一問一答方式か一括方式か を宣言の上、質問してください。

以上で報告を終わります。

議長 ただいま議会運営委員長からの報告がありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。

議長として、要望の取り扱いについて、報告をします。要望の取扱いについて、 お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、要望書1件を受理して おります。議会運営委員会にお諮りした結果、この要望書は総務建設委員会へ付 託と決定いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第2「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。

はじめに、11番髙森陽一郎君の質問を許します。

11 髙森 おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私の質問は2点あります。

質問第1「第1回全協に提示された設楽町選挙投票区 投票所見直し案について」でございます。

第2点は、12月定例会で質問した継続質問になりますが、「設楽町地域防災計画と設楽町BCP(業務継続計画)について」でございます。

質問要旨第1「第1回全協に提示された設楽町選挙投票区 投票所見直し案について」実はこの立派なものの中にいくつかあります。この中にいくつかあります。そのなかで私は1点だけ質問することになりました。

この案では、投票当日に投票者輸送用の庁車を各地区に配備し、なおかつ短期 期日前投票所(2から3時間程度)を設置して投票率を高める工夫をしたいと提 案されております。まとめとして示されている従来型と新型との間の人員削減数 のメリットが、なんとなく分かりにくい内容となっておりますので以下お尋ねし ます。

- 1、旧来の方式では人員配置が限界とするなら、新方式でどのくらいの人員の 削減が予定されて、より有効と考えているのか説明を求めます。選挙管理委員会 案のまとめが図示されて、従来案、新案の比較が表になってまとめてあるのはわ かりますが、不確定要素が多くあり、わかりづらい面があります。
- 2、平成29年衆議院選挙時のような台風の襲来時、投票時刻の繰上げが各自 治体が独自の判断で行えるのかどうか。もし繰上げ時短を実施するとき、当該地 区の投票予定者数と投票済者の差、つまりリアルタイムの投票率の判読ができる 体制となっているかどうかについてです。
- 3、時刻切上げの判断の目安は何かあるのかどうか。例えばアメリカのハリケーンのようにカテゴリー分類が台風には無いはずなので、カテゴリー分類による指示が可能ではないと思いますので、その目安となる数値等あればお示し願いたい。
- 4、短期期日前投票所の運用について、現行案以外の運用法が考えられないものかについてでございます。

次のページにいきますが、次のページ、実はこれ第2回目に質問させてもらったのが入ってしまったので、これはお飛ばしください。

3枚目にいきます。一般質問用紙説明書のほうの、件名2「設楽町地域防災計画と設楽町BCP(業務継続計画)について」でございます。

12月議会での質問の第4問としてお尋ねします。国道257号が寸断されて、川 向地区での道路崩壊が甚大で本庁からの職員派遣が2日、3日と滞ってしまった 場合に、名倉地区の災害対策本部をどこの、どの建物、どの施設に誰が本部員と して地域の住民の安全確保と情報伝達を指揮、統制する、あるいはそういうマニ ュアルがあるべきではないかと思いますが、それについての説明をお願いします。 以上で第1回目の質問を終わります。

総務課長 選挙に関する内容でありますので、まず、選挙管理委員会の事務局長である私からお答えをさせていただきます。

まず、人員配置であります。2月17日の全員協議会で説明させていただきました。資料にも掲載させていただきましたけれども、従来方式で投票を実施した場合、当日の投票所で従事する職員が1投票所あたり、平均で3名。有権者の多い投票所は人数を増やしております。23投票所で職員合計77名。それに加え、立会人が各投票所に2名おりますので、合計で立会人が46名。職員と立会人を加えますと、合計123名で行っております。これを、4投票所で試算いたしますと、職員が1投票所あたり、試算ですが8名と計算いたしますと、32名。それから立会人が4箇所で8名。合計しますと、立会人と職員で40名。それにプラス、移動支援に当たる職員として、1投票所2名としまして、4投票所で8名。合わせて48名を想定しております。立会人も含めて計算をいたしますと、現行が123名から計画では48名ということで、75名ほどの削減になります。そういうことで、有事の際の対応も余力が出てくると考えております。あくまで、現在の想定で申し上げましたが、多少職員を手厚く配置したといたしましても、50名以上の職員、それから立会人を減らすことが可能と考えております。

2つ目の質問、台風襲来時の投票時刻の繰上げについてであります。公職選挙 法第56条で、繰上げ投票を規定しております。しかし、これは離島など、交通 不便な土地での投票を、時間を上げるのではなく、期日を繰り上げてできる、と いう規定が56条に規定されております。この規定を使って、過去には台風接近が見込まれるため、投票期日、日にちを繰り上げて前倒しで実施した前例はあるようです。しかし、公職選挙法では、自然災害で投票の時刻を当日に繰り上げるということは想定をしておりません。ただ、自然災害に関する条文として、57条で「天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。」こういう規定があります。これは、実は投票日を繰り延べる、日にちを後送りする、そういう規定になっております。が、あまり、適応された例はないようであります。

そのような理由で、3つ目の台風での時刻繰上げの判断の目安という質問につきましては、先ほど説明しましたが、そもそも法律で自然災害で時刻の繰上げは想定されておりません。

4つ目、最後の、短期期日前投票所の運用についてであります。そもそも、期日前投票所につきましては、役場本庁と津具総合支所で選挙期間中に毎日実施をしております。それに加えて短期の期日前ということでありますので、平日の実施はなかなか職員の確保が難しいので実施は難しいと考えております。

以上です。

総務課長 もう1 問ありましたので、すみません、続けまして。今度は総務課長として2 問目を答弁させていただきます。12 月議会の答弁とかぶるところがありますけれども、よろしくお願いします。

まず、災害対策本部の設置についてであります。町内で災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、それから、町長が必要と認めたときは、役場本庁舎に災害対策本部を設置いたします。これは、停電対策、通信環境の確保等を勘案したものであります。ただし、本庁舎が被災するなどして使用できない場合は、代替施設として津具総合支所庁舎内に本部を設置することといたします。災害が発生した場合は、災害対策本部が各地の被災状況を収集し、人命救助第一に関係機関と連絡を取りながら迅速に対応をいたします。

重要な基幹道路である国道 257 号、420 号、473 号などが被災した場合は、町民の生活への影響は計り知れません。これまでに国道や県道の改良工事や砂防工事などにより、整備は進んでおりますけれども、土砂災害警戒区域が非常に多い当町は、道路崩壊や地滑りの発生により地区が孤立することは大変懸念されております。今後も道路整備など、関係機関と進めていきますけれども、町民の皆様には孤立への備えとして、水、食料、生活物資の備蓄を呼びかけるなど、災害に強い町づくりに住民と一丸になって進めていきたいと考えています。

ところで、今回の御質問は特に名倉地区の孤立についての御質問になっています。設楽町の場合、どの地区も孤立する可能性が大いにあります。特に山あいの狭小な平地に集落を形成している地区が多くありますので、危険性は高いと考えております。また、道路崩壊に関しては、どの部分で崩壊が起きるかによって対応が大きく変わります。例えば、御質問の名倉地区で川向地区の257号線が崩落したといたしまして、川向大名倉線が使えるか、あるいは、名倉宇連線が使えるか、設楽根羽を経由して広域農道で名倉に行けるか、それ以外に名倉津具線、東栄稲武線、茶臼山高原設楽線の状況がどうだ、というような諸条件によって対応が変わってまいります。これらの諸条件を勘案しながら、関係機関と連携をとっ

て、柔軟に対応をとってまいりたいと考えております。なかなか、統一的なマニュアルというのはできないと考えておりますけれども、町内全域を対象として対応方法については検討していきたいと考えております。

以上です。

- 11 髙森 すみません、ちょっと順番を変えて質問をしてもよろしいでしょうか。 議長 いいです。
- 11 髙森 ありがとうございます。ただ今第2件目の国道寸断の件ですけれども、実は 設楽町には言われたように3つの国道がありますけれども、特に257 号線というのは、大動脈といってもいい、とにかく多様な車が往来します。なおかつ、私が名倉地区と限定をしましたのは、津具地区はいちおう津具の支所があって、田口地区はきちっと本庁舎があって、今度道の駅ができる清嶺地区に関しては、広大な防災用の拠点がこれから補充されると思いますので、そうするとその3地区に関しては全然問題がないですが、名倉地区でもしも車が止まった場合、大量の車両があそこでストップされる場合があるんです。そのとき、町民のほかに、そういう道路を利用している人たちの安全をどうリードするか、その辺の防災上の本部といいますか、仮本部といいますか、そういうようなことの設置をそろそろ考えられてもいいのではないかという面での質問でしたので。その辺、もしも付加がありましたら、後でお願いします。

それでは、最初に戻ります。先ほどお話いただきましたが、やっぱり期日前投票というのは規定が難しいようで。今お話をいただきましたが、時間短縮、切上げに関しての規定がないとお聞きしたのですが、いくつか、離島とかそういうところで切上げを実施したとテレビで聞いたりするのですが、臨時的にそろそろ、災害対応に時間を切上げとか、そういうものを、選挙に1つの目安として条文化するような、そういう方向のプッシュとかをこれからなされたらいかがかと思うのですが。改めてその辺答弁をお願いします。

それから、今回は非常にこの4番目の、短期の移動型の投票を呈されたのは非常にこれはおもしろいやり方だと思うので、これをもう少し平日とかに延長をして、地域にあった運用がしやすいように、もう1回組み直したらいいかなという感じがするのですが。というのは、いただきました投票関係を見ると、平成17年から選挙に関して期日前投票がほとんど3割を超えています。だから一般の当日の投票のほかにも期日前投票と。昔私たちのときには理由がないとだめだったり、すごくうるさい規制があったのに、今は気楽にやりやすい。それこそ選挙2本立て、期日前投票と当日投票になってきている状況において、この期日前投票を、やはりきちんとした選挙の方法になると規定をされてやったほうがいいかなと思うのですが。その辺、町の選管として、今後の対応は今までどおりなのか、あるいは新しい目安をつくるかということに関してはいかがでしょうか。

以上です。

総務課長 まず、最初の御質問にありました、防災の拠点、名倉地区の話であります。 答弁の最初にさせていただきました。それから12月にも話をさせていただきま した。まず、災害対策本部は役場本庁舎に作ります。そこで情報を収集しながら 必要な行動をとっていきます。もし、名倉地区で崩落があれば、役場を拠点とい たしまして、どういう方法があるかを検討して対応をしてまいります。

続きまして、今度は選挙管理委員会、事務局長として答弁させていただきます。

時刻の繰上げの話がありました。これは、条文でいいますと、また別の条文で時刻の繰上げというのは確かにあります。ただし、この時刻の繰上げについては、「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障をきたさないと認められる特別の事情がある場合に限り」認められると。それも2時間から4時間というような規定で、条文で決まっております。この特別な事情というのが、開票までに投票箱が間に合わないところは繰上げるとか、そういった事情が一般的には該当してくるということになっております。なので、災害とかで繰上げができるように町で何かできるかというと、それはできません、というのが答えです。

それと、先ほどの期日前投票が3割くらいになってきて、もっとやりやすい方法というか、そういったことを設楽町の選管として考えないかという話でありますけれども、こちらも、実は期日前投票については、公職選挙法第48条の2で規定がされております。この規定をお話しますと、「選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は期日前投票所ができる」という規定でありまして、その理由についても列記がされております。その理由というのは、期日前投票をやっていただくときに、宣誓書に記入をしていただいておりますけれども、そこに丸を打つ欄があります。それが、列記した理由になっております。その宣誓書の様式についても、公職選挙法の施行規則のほうで様式も定められております。なので、なるべくやりやすいようにとは思いますが、町にそういった裁量はほとんどない、法律で決められているという状況であります。ですので、選挙に関しては、ほぼ全国一律の方式で法律によって細かいところまで定められておりますので、なかなか、町の選管で決定できる部分は少ないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 11 髙森 なかなか、条例を改正とは大変なことだと思うのですけれど、今お話いただきました選挙の時間短縮に関して、やはり高齢化、移動が困難であるとそういうことも1つの宣誓理由に入るんじゃないかと思うので、やっぱり、高齢化率の高い町村がまとまって形を作る、そういうものを県や中央のほうへ上げていく、そろそろそういうこともあってもいいのかなと。じゃないと、役場の人が車を特別仕様に作って、投票班を作って駆け巡るというのは、これもまた大変な作業ですので。自然に期日前投票がもう出来上がっている以上は、そこに宣誓要件を2つ、3つ新規に増やしていただいて、今までどおりの所で今までどおり歩いて投票ができるとか、そういうふうな市町村の特性を尊重して、今までどおりの有権者の投票行動が確保される、地域として同じような環境にある市町村の連合体として選挙の条文を1個でもいいから変えられるようなそういう前向きな答弁はいかがでしょうか。
- 総務課長 先ほども申しましたように、様式が決まっております。なかなかこれを変えることはできません。ですが、選択肢の中には、選挙当日に旅行で町外に滞在中ですとか、そういった理由があります。ですので、該当しそうなところで宣誓をしていただけれれば、こちらのほうはそのまま受付いたしますので、そういう状況でなんら不具合はないかと考えております。

以上です。

11 髙森 住民の人が減って、選挙区に人がいなくなった場合にはしょうがないのです

けれども、ある程度残っている場合、その地区の投票行動を尊重するというのが一番大事だと思うので、その辺に関して、旅行等できない人もいますが、やはり、歩行困難とかそういう理由で、なるべく近くで投票行動をしたいというニーズをくみ上げるような、そういうことに関しては町長何かいい策ございませんか、一言お願いします。

- 町長 選挙に対応する話ですので、御承知だと思うのですが、これは選管の決定事項 になりますので、私からの発言というか、思いは差し控えさせていただきます。
- 11 髙森 選挙の報道に関しては、私もいろいろと立会いを見て気がついたのですが、字をきちんと書くことができる人が減ってきている。高齢化すると手が震えて書けないとかそういうこともあって、なかなか、自分で行くこと事態が大変、書くことが大変、そういう時代が来ているときに、やっぱりもうちょっときめ細やかな投票者に寄り添ったいろんな仕組みを、これからも期日前投票等を通して地元のニーズをくみ上げる、そうようなことも必要かと思いますので。また、鋭意そのような検討もお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで髙森陽一郎君の質問を終わります。

議長 次に、3番加藤弘文君の質問を許します。

3加藤 おはようございます。3番加藤弘文です。議長のお許しを頂きましたので、 事前に通告いたしましたとおり、一問ごと、順に質問します。私は一問一答でお 願いしますが、始めにここで少しお話をさせていただきます。

私は、昨年12月定例議会の一般質問で、同年11月16日の全員協議会で企画 ダム対策課から示された新たな奨学金返還補助金制度の問題点について、本来の 奨学制度のあり方と照らし合わせながら質しました。そこでは、あえて「こうし たことで、田口高校が魅力化し、入学者を増やせると考えるならば、短絡的で軽 薄なプランである」と警告し、新年度予算策定前に再度検討を深めることを期待 しました。その時の町長答弁では、「設楽町として、町民の子どもたちが自ら選 択して、学校に行ける環境を整えていくための手法の充実を図ることに力を惜し むものではない。新制度には検討の余地もあり、町として平等性も踏まえた体制 をつくっていく。」としていました。

しかし、あろうことか、令和3年度年度当初予算案は、制度設計の問題点は何ら顧みられることもなく、問題とした補助額の差をさらに拡大して、本議会に議案として提出されました。設楽町の教育のあり方・考え方を、本町の宝である全ての子どもたちの学びを支える確かなものとするために、再度質し、制度の改正を求めます。

議長、ここからは、一問ごとに答弁を頂きたいと思いますので、席を変えても よろしいでしょうか。

議長はい、どうぞ。

3加藤 それでは始めに、本町における、奨学金返還補助金制度の目的を問うたわけですが、前述の一般質問に対する答弁では、移住定住対策と矮小化していますが、 奨学金に関する国の施策は文部科学省の所管であり、子どもたちの学びに直接かかわり、影響をあたえるという意味で、教育対策と考えるべきではないかと考えますが、どうですか。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課から、加藤議員の「設楽町の奨学を支援する制度 の問題について」の質問にお答えします。

まず、7つの質問を回答させていただく前提として御理解して頂きたいのは、新制度は、奨学を支援する制度では「ない」ということであります。設楽町奨学金償還支援補助金は、奨学金を借りて償還中の方を対象に定住促進を目的にしている制度であります。

また、入学祝金制度は、商工会商品券で支給されることにより町内消費を喚起とすることで、設楽町で子育てをすることのメリット感を創出することを目的としております。

当町のしあわせまちづくり修学資金貸付制度を、高校生への下宿代支援制度だと捉えていましたが、12 月議会でも説明しましたが、当町の制度はお金をもらえるものではありません。貸付けである以上は返還の義務が生じます。貸付けを受けた方が、返還するときに設楽町に住んでいれば返還額の半額が返還免除になる制度でありまして、貸付けを受けなかった方にとっては何らメリットはありません。貸付けは言い換えれば借金ですので、借りずに済むのならその方がよいのかとも思います。今回の制度は、修学資金の貸付けから、町外からの転入された方にも奨学金返還を支援する補助金に制度を変更し、移住定住を促進する制度であります。

以上の前提を踏まえたうえで、2問目の質問にお答えしてまいります。

奨学金返還支援補助金制度の目的は、移住定住対策です。奨学金の貸付けであれば御指摘のとおり教育対策ということも考えられますが、奨学金を借りた方の償還を支援することで、設楽町へ住むことを後押しするものですので移住定住と捉え、企画ダム対策課が対応しています。また、国においても奨学金の返還支援を行うことで定住支援をする要綱を総務省自治財政局も制定していることもありますので、設楽町の奨学金償還支援は、その目的を矮小化しているものではありません。

以上です。

- 3加藤 今、答弁をいただいたわけですが、制度を策定する側にとって、ではなくて、制度によって影響を受ける町民にとってどうかと捉えるのが大切かと考えます。今、これは貸付けであるというお話でしたが、この制度名は「奨学金返還支援補助金制度」となっております。これは、対象者には補助金を考えているということですが、補助制度であることには間違いはない。しかも、あとで述べますけれども、祝い金のことについても。この「奨学金返還支援補助金制度」というものの捉えは、明らかに単純に移住定住対策の枠を超えた、教育に関わる問題ではないかと私は考えますが、考えにお変わりはありませんか。
- 企画ダム対策課長 考えに変わりはございませんが、先ほども説明をしたとおり、奨学金の貸付けというのは、現行の制度が貸付けであるということを説明したところでありまして、今回の制度改正をした奨学金支援補助金制度がその貸付けであるかどうかということを説明したものではありません。
- 3加藤 それでは、今回の制度は補助金にあたると、補助金制度であることについては間違いがないということです。したがって、そういう意味では、補助金をどういう名目で出すかということについては、今お答えをいただいたような考えなのだなと思います。

教育長に問います。先日、本町の中学校をそれぞれの進路の夢を持って31名の子どもが巣立って行きました。その子供たちが、同じ町民の子弟でありながら、田口高校を選択した生徒・しなかった生徒によって、その後、町から受ける補助制度で差をつけられるということになります。私は、次代の設楽町を担うどの生徒たちにも等しく、設楽町として精一杯のエールと支援を行うべきと考えますが、設楽町の教育を所管する長としてどのように考えられるかお答えください。

- 教育長 高校の件につきましては、極めて事務的で申し訳ございませんが、設楽町の 教育委員会の事務の範ちゅうを超えておりますので、その制度自体については答 えることができませんけれども、等しく皆さんが設楽町の宝であるという意味合 いで学習できる環境を整えることが目的だと思っております。 以上です。
- 3加藤 教育長から教育を所管される方として妥当な答えをいただいたと私は思っておりますが。ただ、設楽町としてこういう制度を打ち出す場合、問題になるのは、どのように政策が策定されていったかということにあるかなと思います。

したがって次の質問に移ります。次に、12月議会の後、奨学金返還補助金制度 について再検討はなされたのですか。なされたのならば、その内容は何ですか。 また、なされなかったのならば、それはなぜですか。答弁を求めます。

また、議案として出された説明書は説明不十分でその内容の全体像が不明確です。先ほど、町外からみえた方にも、とお話がありましたが、この説明概要にはそのことには全く触れられていないので、全体像が不明確という意味です。

また、企画策定の経緯、全体像がわかる企画書の文書での提出を求めたいと思ってます。その点については、どうでしょうか。

企画ダム対策課長 今回の制度については、昨年11月の議会全員協議会と12月議会の一般質問で説明してきたとおりですので、改めて文書で提出をすることはいたしませんが、町長が申しましたとおり、検討の余地のある制度ですので、実施に向けて補助対象者ですとか、交付対象期間ですとか、運用方法等の検討を行ってまいりました。

以上です。

- 3加藤 検討を行ってまいりました。その内容はこの前 11 月に示したものとほぼ一緒です、というお答えと捉えてよろしいですか。
- 企画ダム対策課長 11月の全員協議会、並びに12月の一般質問で答弁をしたときには、説明が言葉足らずだったところもあるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、補助対象者ですとか、交付対象期間、運用方法について細かな部分で検討された中に、補助対象者の中には、40歳までということで、町外から来た方にも対象にするということで移住定住対策を図っていくということも加えて検討してまいりました。
- 3加藤 今、全体像の不明確さから企画書の提出を求めたわけですが、それに加えて どのような経緯で策定がなされたのかを問いたいと思っているわけですが、その 大切な点は、当事者である田口高校、また、中高連携中学となんらかの協議がな されたのかどうかにあります。教育関係者による教育的な識見がこの制度の中で 考慮されたのかを問います
- 企画ダム対策課長 高校ですとか、中学校の教員とは意見を交換した経緯はありませんけれども、高校のほうにはこうしたことは伝えて意見はうかがっているところ

ですけれども。当然田口高校の学校の先生との話ですので、他校の先生と話をしていることはありません。

以上です。

3加藤 このように、教育的な内容を含まずに、これは移住定住対策であると見切り 発車しているところに、やはり問題があるのだと思います。これは明らかに教育 的な影響力を持っていると考えるべきと思うわけで、ぜひ教育的な識見が得られ るような検討の仕方を求めたいと思います。

本日、企画書が提出されると思っていましたが、出ていません。予算説明書では、補助年限、補助対象者、どのような奨学金でも対象となるかなどの細かな規定が、やはり明確ではないと思われます。それがなければ、審議を経て採決まで、とてもたどり着けないと考えますが、どうですか。

企画ダム対策課長 今回の制度につきましては、条例ではありませんから設楽町の中に要綱を整備して執行体制を整えておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 3加藤 年度当初予算が、このあと審議されて通過する予定なわけですが、そのあと 整備されるという意味でしょうか。
- 企画ダム対策課長 令和3年4月1日で交付を考えておりますので、今現在既に要綱のほうは整備されております。

以上です。

- 3加藤 最後、語尾がよくわかりませんでした。教えてください。
- 企画ダム対策課長 要綱のほうを整備しております。
- 3加藤 ぜひ、しっかりとした検討をお願いします。

3つ目に、これまでの制度では、通える高校の選択肢が少なく、下宿せざるをえない高校生保護者の大きな費用負担を考え、下宿代を支援していました。金額等はともかく、その理念は本地域の特性を踏まえた極めて適切なものであったと思います。これを撤廃したのは、田口高校への選択を誘導する施策の一環なのですか。設楽町は、こうした選択をする生徒をよしとしないという政策転換をしたのですか。他の奨学制度を使えばよいとの答弁ですが、こうした過疎地域の特性を考慮した制度は他にはありません。住民税非課税家庭・生活保護家庭・一人親家庭などに対する、貧困対策としての高校生奨学制度は充実してきております。しかし、遠隔地の高校へ通学するための下宿を支援する奨学制度など他にはないのです。仮にこうした費用を賄うためには、一般の利子の高い、奨学金という名の教育ローンしかないのが現状ではないですか。

企画ダム対策課長 前提で申し上げましたとおり、しあわせまちづくり修学資金貸付制度は、貸付けの制度です。貸付けですので返還の義務があります。返還中に設楽町に住むと、その返還額のうち最大半額が免除となる制度でした。今回新設した制度は政策転換はしておりません。むしろ当町の制度以外で、例えば、一般的なのは日本学生支援機構ですが、そこから貸付けを受けた方への返還も支援できることになるので、支援の幅は広がっているものと捉えております。また、高校生への貸付けですが、愛知県が無利子の制度を用意しておりますし、その条件に該当しない方には、低金利の国の教育ローンもあります。なお今年度、設楽町しあわせまちづくり修学資金の貸与を受けている学生は6名おりますが、その中に

高校生はひとりもいません。 以上です。

- 3加藤 あくまでこれは貸付けですが、というお話でしたが、日本学生支援機構の奨学金もこれは基本的には返していただく貸付けです。同じ貸付けに関わるところへ、町へ帰ってくれば半分みましょう、という考え方は、基本的にはそのことを補助していく、支援していくという姿勢にほかならないと思うわけですが。この下宿代を支援する、貧困家庭に対するそういうものではなくて、下宿代を支援するということに特化した支援制度というのは、設楽町にとっては画期的だなと思っていたわけですが、そういう視点でこの制度は作られていなかったということでしょうか。
- 企画ダム対策課長 既存の制度についても、下宿代だけに特化したということではありません。

以上です。

3加藤 その制度の中にきちんと明記されていましたので、下宿代を支援しようということを、設楽町が明確に打ち出されたのだと理解していましたが、そうではないというお考えだということですね。

それから、利用者についてですが、利用者が少なく、高校生が今のところ借りていないというお話をいただきましたけれども。これは、金額や返済の問題など、その制度の設定が悪かったのではないですか。利用者を増やすための工夫をすべきであって、理念を含めて撤廃をしてしまうというのは問題があるとは思いませんか。再度問います。

企画ダム対策課長 今指摘されたことを踏まえてこの制度を見直した結果、今回の制度に改めたということであります。

以上です

- 3加藤 日本学生支援機構で高校生を支援する場合、どのような条件で支援をするの か教えてください。
- 企画ダム対策課長 日本学生支援機構を例にとったわけですが、奨学の制度につきましては、例えば国では高等学校等就学支援金として高校生の就学給付金、授業料以外の教育の支援を想定していることがあります。それから、愛知県でも、奨学金を借りられる制度が設けられております。そして、愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付金――県社協のほうですが、そちらのほうでもこうした修学資金を借りられる制度が今現在用意されております。そのほかにも、一般の財団法人が奨学資金を貸し付ける制度はいくつかありますので、高校生についてもそういったところで借りられる用意はあります。

以上です。

3加藤 私は、どういう条件でそれが貸し出されているのかということをお聞きしたいわけです。先ほど申しましたように、経済的に貧困であるというふうなことを条件にそのことに充てているという補助金は非常にたくさん目にかけますが、田舎に暮らしていて高校を志願して外に出たものの、下宿代について支援しましょう、という内容のものを私は見当てることができませんでした。そのことも含めて、設楽町はこういう子どもにもちゃんと支援の手を差し伸べている、こういう子だからこそ支援の手を差し伸べているというところを見せていただきたいと思いますが。検討の1つに加えてください。

4つ目に、奨学金返還補助に加えて、来年度予算案の中で、出産報奨金等を廃止し、入学祝い金の支給制度を提案しています。そこでも、田口高校入学者には6万円、それ以外の高校進学者には3万円を支給するとしています。これも同様に、町は他の高校を選択することを良しとせず、田口高校志望者を増やすための施策としたいと考えているのですか。また、高校に進学せずに就職する子どもは対象とはならないのですか。

- 企画ダム対策課長 入学祝い金支給制度は、町内消費を喚起する経済対策として、設 楽町商工会の商品券で支給することで考えております。新入学先の学校で使用す る制服や体操服を購入するのに役立ててもらいたいと考えております。田口高校 入学者への加算は、田口高校の魅力化の一環として実施するものであります。 以上です
- 3加藤 先ほどの制度が、教育対策ではなく、移住定住対策である。今回の入学祝い金は経済対策であって、教育に関わるお金ではない、教育対策ではないというふうにお答えなわけですが。受ける側にとっては、そのように捉えられる可能性はあるとは考えられませんか。経済対策で、田口高校に行ったら6万円、設楽町のあれを喚起してくれるから。外へ入学する子は3万円。これも設楽町でしか使えないわけですから設楽町で使うわけですけれども。このように、あえて差をつけることについての違和感はないのでしょうか。同じ中学校を卒業しても、どんな進路を選択するかによって、御祝いの気持ちに、町は差をつける事を制度化するということでしょうか。
- 企画ダム対策課長 今回の制度も含めて、田口高校を魅力化、支援するという内容については、例えば今もあります田口高校資格等支援事業、これも町で田口高だけに特化して補助している制度であります。これらと同様に今回の制度も田口高校の魅力化の一環として用意して制度を創設したものでありますので、御理解していただきたいと思います。
- 3加藤 全く違うと思います。あとで述べますが、このように入学金に差をつけることと、今のように資格取得に支援をすることとは全く意味が違うと思います。あ とで述べます。

5番に移ります。中学校卒業生にとって、進路選択は人生の大きな試練であり、初めての大きな将来に向けた意思決定の場でもあります。将来、エンジニアや土木技師をめざして工業科・土木科や高等専門学校を希望したり、会計士をめざして商業科を希望したり、地域医療を夢見て看護師や保健師となるべく看護科を希望したり、ピアニストをめざして音楽科を選択したり、医者や弁護士になるべく進学実績のある高校をめざしたりすること。また、甲子園出場をめざして野球の強豪校を希望したり、剣道で全国大会をめざして実績のある学校を希望したり、障害を克服して社会自立をめざすために特別支援学校高等部に入学したり一これ例えば山嶺教室のようなところです、こうした自分の能力や希望に応じた高校を選択することへの、一人ひとりの夢に寸分でも影響を与えるような制度はあってはならないと考えます。もしも、そのような影響は与えるつもりはないと言うならば、この施策策定の意味、田口高校を魅力化する、という意味が根底から崩れるのではないですか。さらに語気を強めて言うならば、「子どもたちの進路の意思決定に、あからさまな行政の介入などあってはならない」ということです。これは、本町教育行政の恥ずべき汚点となります。町当局は、どう考えますか。

- 企画ダム対策課長 何度も繰り返しとなりますけれども、奨学を支援する制度ではありません。甲子園を目指す子や、専門課程を目指す子の選択を何ら妨げるものではありません。これまでどおり、自由な進路選択をして頂きたいと思っております。設楽町が恥ずべき汚点と御指摘されるようなことは一切ございません。以上です。
- 3加藤 強い言葉で言っておりますが、これは、外から見れば明らかにそうだということにお気づきにならないというのが私は不思議でなりません。これは、田口高校の魅力化の一節であると思ってみえる。そのことをもう一度問い返していただければと思います。しばしば行政において「差別化を図る」という言葉が肯定的に使われます。しかしこれは、教育の中のあってはならない「差別」であるともいえると思います。教育に関わって、そういう視点でもう一度この制度を見直していただきたいと思います。

6番に入ります。田口高校入学者の確保は、高校自身の魅力化を全員協議会で他で提案されたような施策、例えば、田口高校生全員に対する修学旅行の補助、通学費補助、英語学習支援など、教育内容や学習環境ををさらに強力に支援することで、中学校卒業生が自ら選択していくことを重視すべきであると考えますがどうでしょうか。

先日、配布された広報紙――田口高校の中高一貫の広報誌ですが、「どうだんつつじ」にあるように、県下で稀な充実した中高一貫教育、清和寮の改修など、田口高等学校と連携校の地道な努力と町の支援による教育の成果は、大きく評価を上げていると思います。同誌で、PTA会長が言われるように、これを広く知らしめていくことこそが大切であると思います。生徒数の減少は、過疎化・少子化に大きく起因するものであり、中学校卒業生の自由な進路選択によるものではないことは明らかです。子どもたちに責任を転嫁するのではなく、真っ当な移住定住対策、田口高校魅力化対策にこそ、さらに力を注ぐべきではないでしょうか。設楽町の田口高校の魅力化は、結局「金品」なのかという誤解のあるメッセージを他に与えるのは絶対に避けるべきだと考えます。町当局の考えを問います。

企画ダム対策課長 設楽町の総合戦略は、持続可能なまちづくりをするために、田口 高校の魅力化を掲げております。議員御指摘の、真っ当な移住定住対策とは何を 指しているのか理解できかねますが、地域に高校があることが持続可能なまちづ くりにつながるのであれば、魅力化も真っ当な移住定住対策と考えております。

また、結局「金」か、と言われますが、奨学金償還支援補助事業に対しての御発言でしたら、田口高校卒業生とそのほかの高校の卒業生が受けることができる償還支援補助金の差額は、1年で48,000円、5年間で24万円です。しかもそれは、上位学校へ進学するときに奨学金を借りて返す方に対してだけの支援です。親は当然、子どもの夢を叶えることを第一に考えると思いますので、この金額だけで、田口高校への進学を強く誘導しているとはいえないと思います。

また、教員であられました議員ですのでよく御存じかとも思いますが、田口高校の進学先の実績は、近隣の高校と比較しても決して引けをとるものではありません。田口高校から上位学校で専門課程を学ぶことを希望する子どもが奨学金を借りたとして、その子どもに設楽町に帰ってきてもらいたいという願いをこめて、田口高校出身者に奨学金の償還支援を増額することに、中学生の自由な進路選択を妨げる要素は無いと考えております。

以上です。

3 加藤 そんなに影響されないよと、そんな影響力はないよと、もし言われるならば、 この制度自身に意味はないのではないでしょうか。影響を与えるためにこの制度 を設定するのであって、影響が少ないので、そうたいしたことではありませんよ、 という答弁は違和感を覚えるし、違うのではないかと思います。

まず、副町長に問います。副町長は、田口高校卒業生ではないとお聞きしました。副町長の後輩たちを含む、田口高校卒業生でない子どもたちが、入学祝い金に差をつけられたり、将来、奨学金を受け、設楽町に戻って活躍しても、田口高校卒業生よりも不利な条件で奨学金返済をすることになったりすることを、どうお考えになりますか。

副町長 私個人としても、副町長としても、今までいくつかの質問に企画ダム対策課 長が答弁をしてきたとおりと認識しています。

以上です。

3加藤 副町長の後輩に対する今の言葉、そのまま記録に残りますが、残念だと思います。

次に町長に問います。町長は田口高校卒業生であり、また、同校同窓会の理事長を務められていると聞きました。本年、創立80周年を迎える本地域を支えた伝統校であり、田口高校の存続・発展に並々ならぬ思いをお持ちと理解します。しかし、これまで述べてきたような制度を設楽町が施行することで、町長の後輩たちが、将来奨学金の返済が有利だから、入学祝い金が倍もらえるからと、田口高校を志望する傾向が、傾向がです、つくり出されることを、町長はどのように考えますか。これは、教育における禁じ手、一線を越えているとお考えにはなりませんか。

町長 この件について、私への質問をされましたので。私は最後に申し上げようと思っておりましたが、今加藤議員の学校の校長先生まで務められて、そうした面では本当に熱意を持って、子供たちのことを考えてこうした質問をされ、加藤さんなりになんとか一生懸命是正をされたいのだなと、その思いはよく伝わってまいります。

そこで、今質問をしていただいたことも含めてお答えをさせていただきますが。 田口高等学校存続ということは、まず、私も田口高等学校の卒業生でありますし、 またこの町で暮らす一町民の立場でもあります。そして、ましてや町長という立 場にあって考えているところでありますが、こうしたことを総括して、町行政と してもこれに向けた政策を考えて対応するということは必要であるということ は、加藤議員も御理解いただいていることだと思っております。そのことで今い ろいろ言われましたけれども、そのなかで、中学生が自ら学びたいことや進路を 決めることは当然であります。これを束縛をしたり、選択肢に対して妨げとなる、 このことが影響を及ぼすということに繋がるということは、私は理解しがたいと 思います。仮にそのことが影響するということになるとするなら、関係者、学校・ 父兄、全体の方々の意見も確認をして是正をする必要があると。するならば、で すが、私はそうは思っておりません。また、中学生の高校選択肢によって、人口 減少ですとか、そうしたことが原因になっている、そして中学生たちにそのこと を転嫁するというようなことも質問の中に入れて、これからも言われるのでしょ うけれども、そういうことも言われております。私は加藤さんが言われるような ことは思っておりません。これは、何回議論をしてもそこが意思統一が図れる、図れないないということは、お互い見解の相違があるかなと思います。そういうことも含めて、こうした中で、田口高校は、設楽町また北設楽郡にとって唯一の高等学校でありますし、地域にとっても、また将来の若い世代の方たちからしても、この学校を存続するよう手立てを考えることは、地元の町長、また、卒業生としても当然必要であるし、かつ重要な事と考えております。そしてその手立て、方策を講じて、これに努めていかなければならないと思っているところでもありまして。そのなかで、町が進める、今いわれてきている、入学祝い金の加算支給ですとか、あとは奨学金の返還支援、そうしたものも一環である。そして、将来この町へ帰ってきていただいて、活躍する人材にも繋がる事への期待感、これを込めて進めているところであります。こうしたことを考えて進めるなかで、地域の人たちと共にこれを支え合って、今後もこの田口高校の魅力化に努めてまいるのが私の指名だと思っております。よく御理解いただきたいと思います。

3加藤 私は奨学金の返還補助について異論を申し上げているわけではありません。 ここでなぜ差が設けられているかということについてお話を集中して述べてき たわけですが。そんな影響はありません、影響はありませんというならば、これ は同額にするべきではないでしょうか。

最後に改めて、高校生の下宿代を支援する制度の継続すること、選択する高校に依らず、一律6万円の入学祝い金の支給すること、さらに、設楽町で暮らしながら奨学金を返還する40歳未満の全ての町民に対し、年間返還額の3分の2、上限年額24万円の補助を、最長60か月実施するため、令和3年度一般会計予算案の修正、再提出を求めますがどうでしょうか。

そして将来は、これは未来のことですが、本町に様々な事情で戻れない若者にも、この制度が適用されるよう拡大することで、こんな町なら子育てをしたいという移住定住者を増やす対策にしていくことが良いと考えます。町長は、先日行われた中学校卒業式の祝辞で、生徒や保護者に向けて、「次世代を担っていくこととなる皆さんは、設楽町の宝です。中学校、これから進む高校、さらに大学などで学ぶ知識を生かして、日本、世界で活躍する人に成長してください。」とエールを送っています。声だけでなく、これを具現化することこそ政治の力と考えます。町長の答弁を求めます。

町長 今、挨拶文の一例を指して言っていただきました。そのことに私は変わりはありませんし、そうした方向でこれからも努めてまいりたいと思います。そして、今回御提言をされましたけれども、今回上げさせていただいた予算内容等についてもう一度出し直す気はないかと言われましたが、これは変えるつもりは毛頭ございません。そのことに対して判断をいただくのは、やはり議員の皆様方の総意に基づいて判断をされることだと思っております。

したがって今申し上げたように、上程した案を変える気持ちは持っておりません。

以上です。

- 3加藤 将来的には、この制度の適応を広げていくということについても質問いたしましたが、どんなお考えをお持ちか。将来のことになると思いますが、答弁をお願いします。
- 町長 先ほども申し上げておりますように、将来にわたってこれからの世代の人材が

この町で活躍できるように、そして、そうした教育の場、いろいろ我々が出来ることを力を出してあげて、そうしたことへの環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

3加藤 以上で、私の質問を終わりますが、社会自立をするまでの子どもの教育の在り方を考えることは、設楽町の未来を考えることと同義だと思います。責任ある 設楽町の対応を改めてお願いして一般質問を終わります。

以上です。

議長これで加藤弘文君の質問を終わります。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは 10 時 25 分まで休憩といたします。

<u>休憩</u> 午前 10 時 13 分 再開 午前 10 時 26 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。11番髙森君。

11 髙森 先ほど、私の一般質問の中で名倉地区以外は災害の心配がないと、そういう 発言をし、私も記憶がなかったので申し訳なかったのですが、それは非常に不適 切な発言だということで、取り消し、訂正をしたいと思いますので、議長、よろ しくお取りはからいををお願いします。

以上です。

議長 ただ今、髙森陽一郎君から一般質問における発言について、会議規則第64条 の規定によって、名倉地区以外は災害の心配がない、という発言を取り消したい との申出がありました。お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

議長 それでは次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10田中 ありがとうございます。ただ今から質問を行います。一括して従来のとおり やらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問通告1「下水事業にともない不要となった浄化槽の処理について」質問します。

田口地区公共下水道は、4月から、上原など一部地域で下水管に接続されることになり、いよいよ供用が開始されることになります。御案内のように、従来下水接続で不要となった浄化槽は、地上部のマンホールやコンクリートを取り払い、内部の配管や仕切り版を取り除き、下部に水抜きの穴を開けて土砂で埋めればよい、そのままにしておいて良いという説明でありました。しかし、従来説明で容認されてきた不要浄化槽の埋設処理の方法は、今回一転してだめになり、「原則禁止」となりました。この処置方法の変更に対して住民は「自分の屋敷に埋まっているのに不法投棄というのか」「急に負担が増える話は納得できない」などと口々に述べて、反発、戸惑いが広がり、収まることを知りません。

1、「廃棄物の処理・清掃に関する法律」と、それに基づく県の見解が変更の 根拠にあげられています。この法律では、不要物となったものが放置されれば、 それが自分の土地やたとえ地中にあったとしても「不法投棄」として見なされる。 したがって、それらは地中から掘り出して廃棄処分されなければならないとう理屈になります。しかし、法律は以前から施行されており、また、県も事業代行や県職員の派遣を行って当町下水道事業に深くかかわってきました。ですから、ここにきての急な変更というのは、とても理解し難いことなのです。

それならば、以前の埋設処理を適当としてきた理由は何だったのか。そして、 それを今回不適当としてその見解を示すに至ったのは、どういう経過を通じてな のか。一連の経緯はあいまいになっており、不透明に感じます。町民が理解でき るような詳細な説明を時系列を追って説明してもらわなければなりません。

- 2、不要浄化槽の撤去には多額の費用がかかるとみられ、撤去費として上限9万円の助成制度がつくられたが、撤去費用がそれに留まる保証はありません。住民にとって宅内配水施設に次ぐ大きな負担と困難をもたらすことになり、下水道事業の加入推進に水をさすことになりかねないが、反省はあるのか。町の認識を伺います。
- 3、町当局は、大きな負担をさけるために、法で認められると思われる「有用物」に転化させる方法として、雨水タンクへの転用などを推奨しています。思いますに、多くの住民にそのような方法が取り入れられるようになるのが、今回の状況においては最善の策であると考えます。また、雨水タンクは、粗大ゴミの減量、水資源の有効利用、これは、雨水を利用することで、渇水時の上水道への負担を軽減するとともに降雨時の浸水対策もなるものでありますが、また、上・下水道の使用料の節約などのメリットがあります。ただし、デメリットもあり、将来、有用物としての働きがなくなったときに、撤去費用が発生する可能性があります。

そのことも留意しつつ、雨水タンクとして利用する場合、次の点はどうなるか お尋ねいたいたします。

- ①浄化槽の仕組み上、間仕切りを取ったりすると構造的に弱くなるのではないかと思います。内部の配管、マンホール、舗装などをそのままにして雨水タンクとすることができるか。
- ②転用申請書や管理者届けの提出が求められると思いますが、これは簡易なものにすべきです。町としてはどのような書類を想定しているのか。
 - ③次の工事は撤去費の9万円助成の対象になるか。
- ・浄化槽の汲み取り及び清掃費――この項目が通告では抜け落ちておりますのでよろしく答弁をお願いします。
 - ・浄化槽内部の不要品の撤去及び仕切り板の穴開け工事費。
 - ・雨水集排水管の取り付け工事費。
 - ・ポンプ本体費用。
 - ・ポンプ設置に係る費用。

以上です。

4、雨水タンクへの転用以外にも、浄化槽を建物の基礎や土留め・陥没防止の有用物としてそのまま地下に残すことができるとされています。その場合の基準要件(荷重分布角など)が示されておりますが、一般住民には難しくて分かりにくいものになっています。地質会社に調査を依頼しなければならないような大仰なものではなくて、分かりやすい説明と、手続きを間便なものにできないか。

以上、お尋ねします。

質問2「引き続きコロナ禍を回避するための施策について」質問をします。

緊急事態宣言が解除されましたが、なお、厳重警戒措置がとられ、延長されています。ワクチン接種も始まりましたが、コロナ感染拡大との闘いは長期間つづくと見られ、終息には数年かかるとの観測もあります。町においては、町民の協力、医療・保健関係者の献身、行政の努力によって、感染は最小限に抑え込まれ、暮らしや営業に対する支援もそれなりに行われてきました。これからも、引き続き感染が拡大しないこと、コロナ禍による困難に直面している町民に手を差し伸べ、これを守ることなどに取り組んでいくことが求められていると思います。そこで、次の点について伺います。

1、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、医師や看護師などを対象にワクチン接種が始まっています。当町の接種スケジュールは65歳以上の方から順次接種券を送付し、4月から接種を開始する予定となっていました。しかし、航空輸送され日本に届いたワクチンは、第1便、第2便、3月1日の第3便と合わせて136万回分、人数にして68万人分にすぎません。政府は優先接種の対象となる医療従事者と高齢者が2回接種するために必要なワクチン3600万人分を6月末までに全国に配送するという見通しを示しましたが、来月から愛知県に配送されるワクチンは、76箱、約3万7000人分です。人口の多い自治体から順次供給され、4月中には県内全ての市町村へ供給ということですが、町には4月最終の26日から1箱、約500人分の配送しか予定されていません。

これでは、当町の接種の予定が変更を余儀なくされると思いますが、ワクチン接種の計画は、以前2月段階の説明からどれだけ変わり、また明確化しているか、お示しください。

2、感染拡大を防ぐためには、ワクチン接種とともに PCR 検査を実施して陽性者を隔離・保護すること、また、高齢者施設等への社会的検査を進めることが重要であると言われます。

①いま、ワクチン接種が日程にのぼっていますが、国民全体にワクチンがいき わたるのはまだまだ先で、感染が終息するまでには長い期間がかかります。他方、 変異株の出現が増加し、その拡大も警戒されている今日です。

ワクチンは感染対策の有力な手段ではあるが、これまでの感染対策、マスク・手洗い・3 密回避などの基本的取組が重要であることに変わりがありません。ワクチン接種と PCR 検査は並行して行われなければならないと思うのですがどうでしょうか。見解を聞きます。

②厚労省は、高齢者施設で新型コロナウイルスのクラスター(感染者集団)が相次いでいることから、緊急事態宣言が出ている 10 都府県に対して、集中的に施設職員への PCR 等検査を行うよう通知しています。厚労省の通知では、施設の希望を確認したうえで、検査の期間や入所者も検査の対象に含めるかなどを計画で定め、今月 12 日までに、すなわち本日でありますが、厚労省に提出するよう求めていました。

当町における特養ホームなど高齢者施設の職員、入所者に対する PCR 検査の計画・予定はどのようになっているか。

③検査費用の2分の1は自治体負担となっているが、入所者も検査するということになれば費用は多額にのぼります。地方創生臨時交付金の充当が考えられるが、行政検査のような国2分の1、地方2分の1という費用負担割合がもともと

法令で決まっている事業の地方負担分には、地方創生臨時交付金は「充てられない」と明記がされています。これでは、検査は進まないわけで、全額国庫負担でおこなわれるよう国に要請する考えはないか。

- 3点について答弁してください。
- 3、コロナ禍で生活に困窮する人たちが増えるなか、国は、ようやく生活保護が国民の権利だとして利用を呼びかけるようになってまいりました。しかし、制度に対する忌避感は根強いわけで、保護制度を生活保護が必要な人に安心して利用できるようにすることが求められているのではないでしょうか。
- ①生活保護制度は最後のセーフネットとして重要であり、必要な人がためわらずに相談・申請できるものでなければならないと思いますが、どうでしょうか。
 - ②忌避感をやわらげるための広報での呼びかけをする考えはないか。
- ③生活保護を申請するときに、福祉事務所が親族に問い合わせる「扶養照会」は親族に知られるのを嫌がる人が多く、利用をはばむ壁になっています。しかし、厚労大臣は国会で、扶養照会は「義務ではない」と明言しています。町ホームページの生活保護の案内には、「親子、兄弟姉妹などの扶養義務者に相談しても援助を受けられないとき」にはじめて生活保護が受けられるという表現になっています。親子はともかく、兄弟姉妹、親族まで扶養義務者とするのは世界に例をみないといいます。適正な内容に改善する考えはないか。

以上、3点についてお尋ねしまして、私の第1回目の質問といたします。 生活課長 私からは、1つ目の浄化槽の処理について、お答えいたします。

1つ目の経緯ですが、昨年度までの住民説明会等では「やむをえない場合は埋設処理してもいいですよ」と説明してまいりましたが、今年の説明会からは「有用物等への転用する以外は基本的に撤去をしてください」との説明に代えさせていただきました。しかし、説明の趣旨としては以前と変わったわけではございません。昨年までの説明の中での「やむをえない場合」とは、建物の基礎ですとか、土留めなどとなっており撤去が出来ない場合で、無条件に埋設処理をしてもいいというものではありませんでしたが、いつの間にか皆さんの中で「やむをえない場合」が取れてしまい「埋設処理してもよい」だけが残ってしまい、それが独り歩きをしている状況となっておりました。ですので、このままでは、将来皆さんにも御迷惑がかかると思い、本年度からは、より分かりやすく説明するために「原則撤去」との説明に変えさせていただきました。

2つ目の、浄化槽撤去の補助金の9万円についてでありますが、確かに議員の言われるように、この金額で撤去が全て出来る保証はございませんが、不要となった浄化槽の処理をする義務者は住民の皆様ですので、町としては、できるだけ住民負担を軽くするために補助を設けたものでございます。御理解をお願いいたします。

また、この9万円につきましても、本年度から集合処理区域外で単独浄化槽や 汲み取り便槽から合併浄化槽へ転換した場合に、古い浄化槽等の撤去の補助金が 国により9万円とされましたので、それに合わせました。このことにより、町内 のどの地区でも公平になるようになるということで、補助金のほうの設定をさせ ていただいております。

次3つ目の①についてお答えいたします。

浄化槽の内部につきましては、全てを取り払う必要はないかと思います。まし

て、構造的に不安となる部分についてはなおさらかと思っております。また、配 管、マンホール、舗装などについても同様かと思います。

次に、②の書類についてであります。転用申請書ですとか管理者届出などといった書類はございませんが、浄化槽の使用を廃止する場合には、浄化槽の清掃を実施し、その清掃記録を添付して、「浄化槽使用廃止届出書」を県へ提出していただく必要がございます。また、転用いたしまして町の浄化槽撤去の補助金を申請する時には、補助金交付申請書に、浄化槽を転用するのに掛かる工事の内訳書などの添付をお願いしたいと思っております。

③の補助対象でありますが、今回、議員があげられました4つの項目以外に、 先ほど1個追加がありました清掃費用も含めて、今回御質問があった項目は全て 補助の対象になります。

4つ目の、建物の基礎、土留めとして地下に残す場合の基準要件を分かりやすい管便なものに出来ないか、についてでございますが、これにつきましては、国、県からも具体的なものは何も示されておりません。浄化槽を有用物として残すかどうかを決めるのは浄化槽の所有者御自身でありますので、国、県を含めた外部から浄化槽を残した理由を求められた時には説明が出来るようにしておいてください、というのが町のスタンスになるかと思います。

なお、埋設に際しまて浄化槽撤去の補助金を申請する時には、補助金交付申請書に、その説明書を添付していただきたいと思っております。いずれにいたしましても、どうすればよいか分からないということであれば、一度生活課のほうに御相談をしていただきたいと思っております。どの様な方法があるのかを一緒に考えて、アドバイスしたいと思っています。

以上です。

町民課長 それでは、コロナ禍を回避するための施策ということで、お尋ねがありま した。順番に答えていきたいと思います。

まず、1、ワクチン接種のその後につきましては、御発言のとおり、スケジュールがかなり遅れることになってしまいました。

まず、3月24日水曜日に保健センターにおいて、1回目のシミレーション実施を予定しております。この結果をもちまして、4月中に反省点を踏まえた2回目のシミレーションを実施いたします。これによって、なんとか5月から、優先順位の第2グループであります、高齢者等への接種を計画したいと思っております。

町内高齢者施設の入所者及び従業者の接種につきましては、施設における集団接種を予定していますので、それぞれの希望人数を、現在町民課のほうで調査・取りまとめを行っております。ここにきて、入所系、居住系の施設だけではなくて、通所系とか、訪問系の施設、それから障害者の施設も優先順位の第2グループに、職員さん、入りましたので、それを含めて現在調査中です。取りまとめは3月の末を予定しております。

いずれにしましても、ワクチンの入荷が予定よりも遅れております。最短での入荷予定が先ほど御発言のとおり、4月26日の週に1箱、1箱は195バイアルです、バイアルは瓶です。195瓶入っていますので、それが1瓶で5回接種できるとしますと、975回分です。基本的に1人2回でやってくださいという話なので、そうすると487人分だけです、4月中に入荷するのは。で、高齢者への接種は、このことから早くても5月に入ってからということになります。このため、

ワクチンが一定量入荷するまで、ディープフリーザーで保管して、集中した期間 内で接種を完了できるような方法も選択肢として検討しております。また、最近 豊橋方式で、豊橋市さんのほうはワクチン確保が少ないものですから、最初に高 齢者施設等をまとめてやるというお考えもありますので、そちらも選択肢に入れ たいと思っております。

次に、①PCR の検査の関係ですが、ワクチン接種と PCR 検査は並行して行ってはどうかということです。

ワクチン接種率が高まると、一定の感染抑止が可能となることは明らかですが、変異株の出現、いったんは陰性であった者が再度の検査で陽性となった症例が報告されるなど、このウイルスは未だ解明されないことも多く、今のところ、ワクチンの予防効果の持続期間も確立しておりません。このため、ワクチン接種体制整備とともにPCR検査体制を引き続き拡充していく必要があると思います。ただ、この場合やみくもに検査するのではなく、より効果的・効率的な検査方法・体制を持って実施すべきと考えます。

次に、②高齢者施設の職員、入所者に対する PCR 検査の計画予定です。

職員については、3月8日から31日までを実施期間として、スクリーニング 検査が県によって実施されます。

愛知県が株式会社ナチュラリという東京の民間事業者へ事業委託しております。検査方法は、検体採取キットの郵送のやりとりによって、東京 PCR 衛生検査所において検査されます。対象となる施設は、入所系・居住系の施設で、訪問系や通所系は対象外となります。

ですので設楽町でいうと、「愛厚ホーム設楽苑」、それから「グループホーム 設楽の家」、「グループホーム設楽名倉の家」、「宝泉寮」です。施設入所者は 基本的に施設外への移動がありませんので、このスクリーニング検査の対象とな っておりません。

施設入所者を含めた 65 歳以上の高齢者に対する検査については、「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」により行うことができます。これは国の事業です。

行政検査以外のPCR検査は、今のところ町内医療機関や新城保健所では対応しておりませんので、町としては、つぐ診療所において「抗原定量検査」のみを対象として、実施を予定しています。

次に③、検査費用の関係です。高齢者施設の職員については、全額無料で実施されます。65歳以上の高齢者を対象とした抗原定量検査も、国の疾病予防対策事業費等補助金2分の1、地方創生臨時交付金2分の1を財源としますので、個人負担はありません。

次に、3生活保護の関係です。

- ① 「必要な人がためわらずに相談・申請できるものでなければならないと思うがどうか」については、そのとおりだと思います。
 - ②忌避感をやわらげるための広報での呼びかけについて、です。

制度の概要を広報誌やホームページで簡潔に情報提供したいと思います。

最後③、扶養義務者の関係で、兄弟姉妹、親族まで対象としないようにしては どうか、という話ですが。

2月26日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡で、生活保護法の改正

による親族への「扶養照会」についての判断基準について明確化されました。

主な内容は、扶養義務履行が期待できない者には調査を行わないこととして、

- ① 扶養義務者が生活保護の受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、専業主婦等、未成年者、概ね70歳以上の高齢者などの場合。
- ② 要保護者が扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立している、縁を切られている、10 年程度音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合。
- ③要保護者が夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者など明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合。

これら3つに分類して、そのうえで、この3つに直接当てはまらなくても、これらと同等と判断できる場合は、照会を行わない取扱いとするものです。

これらに基づいて、要保護者の相談に当たっては丁寧に生活歴等を聞き取り、 個々に寄り添った対応がなされるよう配慮を求めております。

ただ、生活保護については愛知県が実施主体で、町はあくまでその補助機関という位置づけになっていますので、町の判断によって認定基準の改善をすることはできません。町としては、相談には丁寧に愛知県の相談センターと一緒に、必ずお宅を訪問をして何度も状況確認をしながら支援をしておりますので、議員が御心配をされるようなことはやっていないと思っております。

以上です。

10田中 まず、公共下水についての質問を1点追加させてもらいます。あ、2点ですね。

まず、要するに不要になった浄化槽について説明が変わったわけではないというふうにおっしゃいました。しかし、実際に過去の説明会で皆さんがいろいろ聞いた結論として、「ああ、穴をあけて埋めればいいのだな」という認識になっているんですよね。そこら辺は多分説明会をうまく切り抜けるためにそういう説明をされたのであれば、そんな誤解を与えるような説明はいけないと思う。はなから言ってもらわないと、本当に困ります。その点、実は大きく説明を変えているのではないですか。その点もう一回説明をお願いします。

それから、公共下水浄化槽の話で4点目の質問に対しては、かなり要望しております答弁になったかと思うのですが、建築の基礎や土留めにして地下に残すことは、ただ、何か問われたときに説明が出来るようにしてくださいということですから、これは承知しました。説明が出来るようにしてきます。証拠を示せとか、書類を示せとかいうことではないのですね。説明するようにしてください、ということで理解をしました。

それから、次にコロナのほうの質問でありますけれども、社会的検査はそんなに予定していないということなんですけれども。ちょっとお尋ねしたいのが、高齢者施設に対するのが、職員の場合は行政検査で、入所者の場合は社会的検査になるという認識なのですが、全て行政検査でやってもらって、したがって、町の負担も個人の負担もないと、こういうふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

それからもう1つ、3点目の生活保護の話ですが、県がやる仕事だから、町には権限がないので申し上げられないというふうにおっしゃっておりました。それはそのとおりだと思うのですが、いろんな市や県が、この国の「扶養照会」についての国会答弁なんかも受けまして、そのことについて詳しくと言うか、優しい

説明になってきている。前は扶養義務者にちゃんとやってもらいなさい、と。それがないと、お話自体受けられませんというようにしていたのですが、今はどうも変わってきているのです。これはある県ですが、こういう表現をしています。「生活保護に対するある種の偏見や、誤った認識などにより、相談や申請を躊躇してしまう場合があると指摘されています。生活保護は国民の権利を保障する全ての方の制度です。ためらわずに御相談ください。」この内容自体は、今課長が言ったような、相談自体は親切に応じますということなのですが。

一方で町のホームページの生活保護についての案内を見ますと、「扶養義務者をちゃんとしてから受け入れます」というふうに、今になれば誤解を与える表現になっています。これは県の義務だとしても、町の判断でその部分は修正というか、改善ができないかという点を先ほども質問しましたが、もう1回お答えいただきたい。

以上です。

生活課長 浄化槽の説明についてですけれども、今年の説明会の浄化槽の処理につい ての冒頭の説明のなかで、昨年までは、先ほど言ったように「やむをえない場合 は埋設処理してもいいですよ」という説明をさせていただきましたけれども、今 年からは、「有用物等への転用する以外は基本的に撤去をしてください」との説 明に代えさせていただきます、ということで説明を始めさせていただきました。 先ほど言ったように、説明主旨が変わったわけではありません。「やむをえない 場合はいいですよ」と言っていたのですけれども、私、この4月に来ていろいろ 住民の皆さんの話を聞いていると、埋めてしまうという話をいろいろ聞いたわけ なのです。そのなかで、人間というのはどうしても都合の悪いところは記憶の中 から消してしまうような傾向があるかと思います、私も含めて。そのなかでどう しても、埋設してもいいよという記憶だけが残ってしまって、皆さん「埋設しま す」という話が私のほうに聞こえてきたものですから、このままではさすがに、 理由もなく埋設した場合に将来影響が出てくるという懸念を感じましたので、今 回、わかりやすく、インパクトのある説明をさせていただきました。ということ で、同じ物事を右から見るか、左から見るかという説明の変更だということで、 御理解をお願いしたいと思います。

それと、最後の4番目の理由上なんですけれども、国や県から、もし立ち入り等があったときには説明しておいてくださいよ、ということなのですけれども。1個お願いしたいのは、町へ、埋設することに対して、埋設する費用の補助金を申請していただくときは、その説明書は付けていただかないと。町としては、法的に適正に処理をすることに対して補助金を出しますので、違法の場合は補助金を出すのは不適切かと思いますので、その辺の確認はさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

町民課長 検査の関係です。まず、一定の高齢者に対する検査助成制度なんですけれども、実は保健所も、つぐ診療所とか、民間の発熱外来もそうなのですが、PCR 検査は県の検査機関に出しております。実際はこの事業に、診療所とか保健所で取って検査するということもできるのですが、今の愛知県の状況で、行政検査以外の検査はとても対応ができないということになっていまして、それでしょうがないので抗原定量検査をつぐ診療所でということで。質問の内容からは外れるかもしれませんが、細かい事を言いますと、おおよそ、高齢者70人、それから基

礎疾患のある方が30人を見込んで100名掛ける1回の検査7500円がかかりますので、その分を国の補助制度2分の1と、さっき申し上げたように、地方創生臨時交付金を使ってやるので、実質、町も高齢者さんも負担はないということになるということです。で、PCRをした場合はちなみに2万円を、半分こで、それぞれ国の資金のほうで充当してやるという話です。県がやる高齢者施設の職員さんの検査は、まるっと国費で出るという話です。

次に、生活保護の関係ですが、町は、市と違って福祉相談センターがありませんので、愛知県の福祉相談センターで、この実施主体となってやってもらっているわけなのですが。

内容としては、かなりいろいろな方の状況とか、相談、それから別件で例えば 御病気だとかいろいろな問題を抱えて相談をされる場合もあるので、そういった 方には必ずそこまで県と町が出向いて、本当に親身になって職員に対応してもらっています。ですので、そこら辺の状況も踏まえて、身内の関係の調査や何かで も出来る限り御負担がかからないような配慮をしてやっていますので、一律国が 定めるような厳しいようなやり方にできるだけしないように、その人の状況に寄 り添った対応をしております。

ですので、今の御指摘のホームページの内容は、誤解をされるものも含んでいると思いますので、先ほども言いましたが、もう少しわかりやすいように簡潔に改善をしたいというふうに思っておりますので、早く対応したします。

- 10 田中 公共下水の関係ですが、埋設浄化槽について、以前からそうで「やむをえない場合は」と注釈を付けて皆さんに説明をしていました、ということなんですけれども、それが今回は、表現として「やむをえない場合は」というのを取り払って、原則禁止だと。これでは原則として県の見解にのっとり、埋設処理は禁止、こういうふうに表現が明らかに変わっていると私には受け取れます。前は「やむをえない場合」というふうに説明をしてきたので、従来と説明が一切変わりません、というならば、なんで処理のための9万円の支援金を出すようにしたのか、そこら辺はどういうふうに説明されますか。
- 生活課長 説明については、昨年と全く主旨は変わっておりません。昨年までは「やむをえない場合」というよなことでしたけれども、今年は、「有用物等にする以外は原則禁止」ということで説明をさせていただきました。「有用物」の中には先ほど言った建物の基礎になっているですとか、今回特に今年からの説明会で強く説明させていただいた雨水タンクへの改良とか、そういうことを含めて「有用物」への改良をすれば、それは、そのまま残してもらってもいいですよということで。先ほど言ったように。右から見るか、左から見るかというだけで、何も変わったものではございませんので、よろしくお願いします。

それと、なぜ9万円にしたかという話ですけれども、先ほど答弁の中でも説明をさせていただきましたけれども、下水などの集合処理区域以外のところでは、合併浄化増での処理を今やっていただいております。そちらの方々も、合併浄化槽にするときに、古い単独浄化槽を取り除くわけですね。その取り除く費用が今年から国のほうから9万円の補助となりましたので、それにあわせて、今回、この集合処理の区域も9万円の撤去の補助を設けるとしたものです。

以上です。

10 田中 うまく、切り抜けた説明をされましたけれども。要は、説明会等をいろいろ

して町民の方々と話し合うと、そういうときに公共下水道の事業だけではなくて様々なことが、町民の信頼なくして1つも進まない、ということを肝に銘じてこの事業にも対応していただきたいということを申し上げまして、終わりとします。ありがとうございました。

議長 次に、2番原田直幸君の質問を許します。

- 議長 皆さんにお諮りしますが、12 時までに納まればそれで結構ですが、時間延長を させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 2原田 皆さんこんにちは。2番原田直幸です。通告に従い、質問をさせていただき ます。

私の今回の質問に対する再質問は、基本あまり考えていません。ですので、従来どおりの質問の方式でやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

現在、町内各地で令和8年度の設楽ダム完了を目指し、工事が行われています。 朝夕の通勤時間帯には、都会の通勤ラッシュを思わせるような車の往来があり、 日中もダンプトラックが引っ切り無しに走っていて、交通事故の心配もされます し、ホコリ臭いという御指摘もありますが、いろんな所でいろんな物が動いてい て、町に活気が感じられるように思えます。

また、今までの設楽町は少子高齢化、過疎化の波をもろに受けて、大幅な人口減に陥ってきましたが、令和2年度分の1月までの届け出状況をみますと、出生9人、死亡73人と64人の減で例年と同じように死亡が出生を上回っていますが、一方、転入と転出を比較した場合、転入が81人、転出67人と、転入の方が14人多いという今までなかった現象が起きています。

ちなみに、平成 29 年度からの 3 年間を申しますと、平成 29 年度は転入 1 30 人、転出 159 人の 29 人減、平成 30 年度は転入 104 人、転出 146 人の 42 人減、 令和元年度は転入 111 人、転出 138 人の 27 人の減となっています。

この社会増は、移住定住推進室の頑張りも大変大きいと思いますが、設楽ダム 関連事業や新型コロナウィルスの影響もあるのではないかと考えます。

社会増の理由を分析し、今後の施策に生かしていくことで、人口3千人の確保の道が開けていけると考えますが、その点については次回の一般質問で聞きたいと思っております。いずれにしても設楽町の人口減少が少しでも抑えられていくことは、大変喜ばしいことだと感じています。

さて、私の質問は、設楽ダム完成後の振興策という件名ではありますけれども、 内容はダム完成後の土木工事の確保をどうしていくのかと点を主眼に置いてい ます。

理由は後ほど述べるにしまして、設楽ダムの完成予定は令和8年度であり、試験たん水に2年間必要だとすると、国土交通省設楽ダム工事事務所による国・県道の付替工事や本体工事は、実質あと4年間しかないことになります。

また、愛知県建設局設楽ダム関連事業出張所や設楽町が、設楽ダム水源地域整備計画(水特事業)、設楽ダム水源地域振興計画(基金事業)に基づき実施している、国・県道等の改良工事、簡易水道や公共下水道整備工事などもダム完成時の令和8年度までに完了することが約束となっています。

現時点において、町内の建設業者は多くの仕事を抱え、忙しい日々を送ってい

るように見えますが、設楽ダムに関連する工事がダム完成時までに全て完了して しまうと、その後において国・県道等の整備の必要性がなくなり、仕事量の激減 が予想され、経営が成り立たなくなってしまわないかと危惧するものであります。

町内の建設業といえば、これといった産業の少ない設楽町における基幹産業の一つであり、多くの従業員を抱えていますし、広大な面積を有する当町においては、台風、大雨、大雪や地震時等の倒木、土砂崩れ、除雪等に迅速に対応してくれており、町民生活で最も大事である生活道路の確保に尽力していただけていることから、当町から無くすことができない存在であります。

こうしたことから、ダム完成後においても建設業の仕事量を確保することは最重要課題であり、現状におけるダム関連工事の整備状況と今後の整備方針について問うものであります。

また、町長は、ダム完成後において、特に観光を中心とした町の振興策を訴えられていますが、その目玉となる設楽ダム周辺整備事業の現状があまり見えてきませんので、現状と今後の計画について問いたいと思います。

昨年、下流地域の代表である豊橋市長が佐原さんから浅井さんに変わられました。下流との約束であります山村都市交流施設の現状と今後の計画についても併せて問いたいと思います。

1つ目として、設楽ダム建設工事における付替道路についてであります。

現在、県道設楽根羽線、国道 257 号、県道瀬戸設楽線の整備はハイピッチで進められていますが、県道小松田口線は未着手の状況であり、整備の進捗はどうなっているのかお聞きしたいと思います。これは国がやっている仕事ですけれども、御教授をいただけたらありがたいと思います。

私は、県道設楽根羽線から国道 257 号までの整備は、簡易水道の付替の点から も早急な整備が必要だと感じておりますけれども、逆に、国道 257 号から県道瀬 戸設楽線までは、利用者数も限られていることからあまり早急な整備の必要性は 感じていません。工事量を確保する点からダム完成後の工事にすることはできな いでしょうか。

その財源として、設楽ダム建設事業費の予算をダム完成前に国から県に預託して、賄うことにすることは考えられないでしょうか。そうしたことを設楽ダム工事事務所に要請していく考えがあるかないかをお聞きしたいと思います。

同様に、付替町道中島方ノ沢線等、直接水没と関係のない町道・林道等の工事においても、県道小松田口線と同様のことができないかお聞きします。

2つ目として設楽ダム水源地域整備計画(水特事業)、設楽ダム水源地域振興計画(基金事業)の変更及び今後の予定についてであります。

平成21年3月の水特事業及び基金事業の計画策定から12年が経過しようとしています。計画時点と実施の段階では、用地の問題や住宅の移転等により工事が不要になった路線がでたり、工事を実施したことにより当初事業費より大幅な増になっている路線があると思いますが、水源地域整備計画、水源地域振興計画の計画変更はどのような状況になっていますか。

水特事業等に計画されています国道 257 号の川向バイパス、国道 420 号の田峯バイパス、国道 473 号の月バイパス、県道和市清崎線改良工事などは、用地取得や工事施工方法等の検討により、ダム完成時までに完了しない路線も出てくると思われますが、整備計画の変更と合わせて町はどのような対応をしていくつもり

ですか。また、愛知県としての考えはどうようなものでしょうか。

上記路線の一刻も早い完成を望むものですが、実質的にはダム完成までには完了は困難だと思われます。そうした場合、引き続きダム完成後にも水源地域特別措置法の継続事業として、要請していくことは可能かを問いたいと思います。

3つ目として、ダム湖周辺整備計画の現状と今後の予定についてであります。

ダム完成が令和8年度だとすると、あと6年しか期限は残されていません。令和3年度の予算書に計上されているものは、ダム湖周辺整備検討業務委託となっています。町長の施政方針説明ではダム湖周辺整備の実現に向けた実施計画の策定と、内容が違っている気がしていますがどんな内容になりますでしょうか。

どちらにしろ、今後どうような形で進めていかれますか。個人的には、余り維持管理費を必要としない計画がよいと思いますが、その辺のことをどのように考えていますか。

町道平野松戸線を利用して、道の駅したらからダム堤体下までの遊歩道の整備も予定をされていますけれども、旧田口線時代に作られたトンネルは、車や人を通行させるにはとても危険であり、改修工事にも膨大な予算が必要となると聞いております。令和3年度の予算に、設楽ダム散策路調査設計業務委託が計上されていますが、町長の目玉施策でも一つである町道平野松戸線の整備をどのよう考えているのかを問いたいと思います。

最後に、山村都市交流施設の現状と今後の状況についてであります。

現在、林道水吞場線の付替工事等、現地においては残土受け入れのための工事は着々と進んでいますけれども、山村都市交流施設の計画はどのような現況でしょうか。現在のようなコロナ禍が続くと、当初言っているような宿泊施設を建設しても使われない状況等に陥ってしまう可能性も高いと思われますが、町としてどのように考え、下流に要望していくつもりでしょうか。

以上をお聞きして、1回目の質問としたいと思います。

企画ダム対策課長 それでは、企画ダム対策課より、原田議員からの「設楽ダム完成 後の振興策について」の質問に回答させていただきます。

まず、大きく4つの項目の回答にあたり、原田議員からの質問は、町で回答出来かねない内容もあります。国、県など関係機関から聞き取った内容もありますので、御理解いただきたいと思います。

まず、大きな1点目です。「設楽ダム建設工事における付替道路について」の、アの部分についてですが、県道小松田口線については、用地買収、予備設計までを国が行い、それ以降の工事実施に向けての各設計、工事実施については愛知県が受託して行うことこととなっています。なお、設楽ダムの水没に伴い付け替える道路であることから、設楽ダムの本体工事に合わせて完成すると聞いております。

現在の状況は、国で予備設計A、予備設計B、用地買収を進めており、予備設計が終わった箇所から、順次、愛知県で詳細設計を進めていると聞いております。

愛知県では、この県道小松田口線にはトンネル1か所、橋梁8か所を踏ま えた、全長5,420メートルの詳細設計に取り掛かっておりまして、令和元年 度では6号橋、7号橋、8号橋の3つの橋の詳細設計、道路詳細設計の一部、 地質調査3件を行い、今年度、令和2年度は仮設道路の設計、仮橋の設計、 4号橋、5号橋、2つの橋の詳細設計、地質調査6件を行い、来年度令和3年度では、道路詳細設計の一部と、1号橋、2号橋、3号橋の3つの橋の詳細設計を予定しており、トンネルの詳細設計それから地質調査も加えて予定していると聞いております。

県道小松田口線も含め、設楽ダムの水没に伴い付け替える道路であることから、設楽ダムの本体工事に合わせて完成すると聞いておりまして、ダム完成後に工事を行うことは聞いておりません。

預託については、国に確認したところ、基本的に設楽ダムは国の事業であり、愛知県に預託して行うような制度はなく、全国のダムでもそのような仕組みで施工した例はないとのことでした。

次に1番のイについてですが、町道、林道の付替についても水没国・県道同様に、設楽ダムの水没に伴い付け替える道路でありますから、設楽ダムの本体工事に合わせて完成すると聞いております。ちなみに平成21年9月に国と締結した、設楽ダム建設に伴う付替道路、谷合知生線ほか17路線及び林道的場線(仮称)ほか9路線の施工に関する協定書に基づく付替道路は、水没する国道、県道4路線同様に、国で予備設計A、予備設計B、用地買収を進めており、予備設計が終わった箇所から、順次、国と、一部の路線は愛知県が受託して施工をすることとなっておりまして、道路設計、橋梁設計、地質調査等、それぞれ現在進めていると聞いております。

次に2であります。「設楽ダム水源地域整備計画(水特事業)、設楽ダム水源地域振興計画(基金事業)の変更及び今後の予定について」の、まずアについてです。

当初の計画では、平成22年度から平成32年度までの事業となっておりましたが、ダム基本計画が令和8年度まで延長になったことに伴いまして、令和元年度に計画を見直し、現在は令和2年度から令和8年度までとなっております。

事業費につきましては、当初計画では903億円でしたが、見直し後の変更額は、1,030億円となり約14%の増となっております。事業費が増加した主な原因は、物価変動や工法変更によるものです。事業費の増額分、127億円の増額は、国55億円、県65億円、町6億円、下流市1.4億円となっております。

計画の変更内容ですが、町道整備が9路線から8路線へ1路線変更減となっております。これは、町道小松添沢線について、添沢温泉の入り口にあった町道事業を中止ししたことによるものです。

林道整備でありますが、29路線から25路線に4路線減となっております。 4路線の減は、寒狭川線と川入線の2路線については、地元調整をした結果、 取り下げられております。滝の入線の2路線については、町道谷合知生線と して整備することとなり、4路線の減となっております。

簡易水道については、7事業から5事業に2事業の減となっております。 これは、水特事業からは松戸飲料水供給施設取水施設更新事業と名倉地区津 具簡易水道施設更新事業が減となっているものであります。

町単独事業については、12事業から11事業に1事業減となっていますが、これは、松戸地区の集会所整備事業を中止したことによるものであります。

次に2のイについてですが、現在の計画では、令和8年度までに完成となっておりますので、町としては設楽ダムの本体工事に合わせて完成するよう要望していくところであります。

愛知県に確認したところ、愛知県が実施する事業については、完了するまで継続して進めていくと聞いております。

ちなみに、町としては毎年、国及び愛知県に対して設楽ダム建設事業に関する要望活動を行っているところであります。

続いてウについてですが、水源地域対策特別措置法とは、一般的に財政力が脆弱な地域に短期間に集中的な投資がなされること、また、ダムの建設による受益が下流地域に限定されているために水没地域の不公平感が強いこと等を考慮して、事業の実施に当たっては財政的な特例措置を定めるものであります。

このため、整備事業はダムの建設などと歩調を合わせて進め、ダムの本体工事 に合わせて整備事業も完了する配慮が必要と考えるため、引き続き国、県と調整 を進めていきたいと思っております。

次に3つ目の、「ダム湖周辺整備計画の現状と今後の予定について」でありますが、まず1つ目のアのところでございますが。現在ダム湖周辺整備計画は平成28年度に作成した設楽ダム周辺基本整備方針及び基本計画、いわゆるダムインパクトビジョンに基づいて、整備を検討しております。この基本計画はいろいろな可能性を示した計画となっております。この計画内容をすべて実行するには、多くの財源が伴いますので、優先順位を付けて選択していくことが必要になるのかと考えております。

そのため、令和3年度予算に計上しているダム湖周辺整備検討業務を実施し、 この基本計画をより具体性を持った計画となるように委託して検討を行ってま いります。

主な内容は、下流市が検討している山村都市交流拠点施設や町のその他施設との一体的な整備を行うために、町が実施する3つの公園——八橋、大名倉、川向を想定していますが、の整備方針や地域振興策について検討していくことで考えております。

この検討を進めるに当たり、今まで観光の観点から検討してきましたが、ダム 湖周辺整備をすることで、産業的にも潤う仕組みができ、設楽町が経済的に豊か になるような視点からも検討してまいりたいと考えております。

ダム湖周辺整備計画では、水特事業に、きららの森整備事業、ダム湖周辺整備事業、散策路整備事業、そして各3公園(八橋・川向・大名倉)整備事業などの施設を整備する計画となっております。また、併せてダム湖面利用など内水面的な利用についても国と調整し、活用について検討してまいりたいと思っております。そして、整備後、施設管理、維持経費などが発生しますが、その維持管理経費が多額にならないように、管理負担が少なくなるような施設にすることも課題の一つとして捉えて検討してまいります。

今後、施設維持管理経費も含めて、施設整備の検討、計画を進めてまいります。 次に3番目のイについてです。ダム湖周辺整備の中に、道の駅したらから町道 平野松戸線を通り、ダム堰堤、山村都市交流拠点施設までを一体的に整備する計 画となっております。昨年度、町が管理するトンネル点検を実施した結果、町道 平野松戸線のトンネル全てが判定Ⅲ——これは5年以内に修繕が必要な施設、の 結果が出たことにより、今後どのように維持管理をしていくかが問題となっております。そのため、トンネルや高鉄橋、箱上橋の修繕には多額の費用が発生しますので、この区間の散策路整備と合わせて、令和3年度に設楽ダム散策路調査設計委託を行い、整備方針や活用方針について検討してまいりたいと思っております。

また、町道平野松戸線のうち国が施工する部分、シウキ地内の付替道路県道瀬戸設楽線との交差点から豊川沿いの現道、町道平野松戸線に接続するまでについては、今年度詳細設計まで行い、令和3年度で用地買収、令和4年度より本体工事に合わせて施工すると聞いております。

規格につきましては、県道瀬戸設楽線から山村都市交流拠点施設までが、3種4級、7メートル幅員の歩道付き、山村都市交流拠点施設からダム堰堤付近までが、3種5級、5メートル幅員の歩道付き、そしてダム堰堤付近から現道への接続までは、3種5級、4メートル幅員の歩道なしで施工することが平成30年4月に確約書として締結しておりますので、この約束事のもと進めていると聞いています。

最後に4つ目、「山村都市交流施設の現状と今後の進捗について」であります。

まず1つ目のアのところでございますが、山村都市交流拠点施設整備については、平成20年度の「設楽ダム建設同意に係る確約事項について」の中に明記されており、下流受益市町村との交流施設を基本とした、滞在、滞留できる施設を想定し、整備することとしております。

計画については、下流5市を中心として検討を進めております。市町村長クラスとしては豊川水系総合開発促進期成同盟会、副市長村長会議としては山村都市交流拠点施設検討委員会、課長会議としては山村都市交流拠点施設検討委員会幹事会、更に担当会議としては山村都市交流拠点施設検討委員会担当者会議を行っているところであります。

このそれぞれの会議には、国、県、設楽町もオブザーバーとしてこのそれぞれの会議に参加しております。計画に当たっては、民間の活力を検討するなど、幅広く検討しております。また、検討に町民の意見、議会の意見なども集約して検討するように要望していくところであります。

現在、基本構想を令和3年度中の策定を予定しており、基本構想については、 来年度8月から9月ごろ設楽ダム特別委員会や議会全員協議会など議会への説 明ができるように進めているところであります。

今後のスケジュールについては、令和3年度から基本計画の検討を始め、令和4年度に基本計画の策定を完了し、令和5年、6年度に基本設計、実施設計を実施し、令和7年度、8年度から工事を進めていく予定をしていると聞いております。

現状の現場の状況は、設楽ダム工事事務所の付替道路工事で土砂を約4万立方メートル搬入していると。これは仮置きですが、改めてしっかりと盛土を行う土砂として使用するそうです。設楽ダム関連工事で発生する土砂は約200万立方メートル、そのうちの約90万立方メートルを山村都市交流拠点施設の造成用として使用すると聞いていますが、盛土の仕方については、国と下流市で調整して実施していくと聞いています。

最後に4番目のイについてですが、コロナウィルスが蔓延するなど、今後世の中の状況がどうなるのか分かりませんが、しっかりとした収支計画と、事業計画、リスク管理も考えた上で、どのような施設を建設していくことがベストなのかを検討してまいります。

下流5市はもちろんのこと、国、県と調整しながら、計画の実現に向けて取り 組んでまいりたいと思っております。

以上です。

2原田 私、基本的に先ほども言いましたように再質問をするつもりはあまりなかったので、今日は町の方針を聞きたいなということが主な内容だったので、質問する気はあまりないのですけれども。わからない点だけ2点教えていただきたいと思います。

1点目は、先ほど企画ダム対策課長から水特や基金事業の計画内容の詳細を教えていただいてはいるのですけれども、実質、ぼちぼち計画の変更をやらないといけない時期に来ていると思うのですけれども、その点についてのお答えがなかったような気がするので、その点はどう考えているのか、どういうふうな状況なのかを教えていただきたいのが1点。

それからもう1点、山村都市交流施設、これは町長が言ってみえるように、町の要望を反映して下流に作っていただくということが大前提だったような気がするのですけれども、その辺はそういうことで間違いがないのか。その2点を確認をしたいと思います。

企画ダム対策課長 水特事業と基金事業につきましては、先ほど説明したとおりの繰り返しになりますけれども、現在は令和8年を目指して全てのダム本体工事に合わせて整備事業も完了するということで目指しておりますので、今の段階では見直しということではなくて、県と町は、水特事業についてはそこを目指して整備をしていくということであります。

それから、山村都市交流施設につきましては、説明の中でありましたとおり、 来年度基本構想を完成しますので、その基本構想について議会には説明をして、 そうしたところで意見を聞いたものを、また要望として次の基本計画等に反映を させていくということで進めていくと聞いております。

以上です。

2原田 先ほど、企画ダム対策課長の答弁ですけれども、私もいろいろお話を聞かせていただいて、国や県が決まっていないことに対する答弁はああいう答弁しかできいだろうと、私も役所生活が長かったので承知はしているところですけれども。でも、あと6年で設楽ダムが完成することになっています。実質的には少し無理があるように感じています。

私が何をいいたいかというと、ダム本体は早めに完了をさせて、ダム湖周辺の 観光や小水力発電等に力を入れた方が町にとって得策ではないかと。付替道路が いつまでも間延びしているというのは、あまりいいことではないのではないかと。 本体工事、ダム完成が遅くなるのはあまりいいことではないのではないかと思っ ております。ですから、その辺のことも含めてお話をさせていただきました。そ うすると、さっきも言いましたように小松田口線等が影響が少ないので、そうい う路線を残すことで、また土木工事も続けられるということで、長く建設業者さ んのほうにも仕事が回るのではないかと考え、町の考えをお聞ききしました。 その辺の事も含めまして、町長、長年ダム対策を携わってみえたわけですけれども、町長の立場としても、計画の事を言われるとそれしか言いようがないという答弁になるかもしれませんけれども、やはりその辺の事を考えて、少しでもダム完成後の町の振興を考え、これから国や県に要望をしていただきたいと思いますけれども。その辺のお考えはどうなのかお聞きしたいと思います。

町長 設楽ダムの今後の流れということで。今原田議員が御心配していただいた状況というのは、現実に私も認識しております。そういう中で、まず1つこのダムに関連するところの、特に地元の業者さんが関わる建設の現場、また工事、そうしたものはまだまだこれからも継続して、今以上に発注機会が多くなっていくと思っております。言われるように、仮に令和8年にすべて終わってしまうとその向こうにはもう地元の人たちの働く機会、継続する機会が少なくなってしまうのではないかという懸念があるということで、言い換えればそれを少しでも先延ばしにしながら、地元の業界の人たちもずっと仕事ができるような、そんな体制が必要ではないかということも、私も十分考えの中にはあります。現実的には、まずはダムの完成時に合わせて工事発注をしていくというのが原則ですので、まずそこに集中をしていく。その結果、仮にまだ令和8年に納まらない場合は、おそらくどこかで変更されるのかどうかということも私はわかりませんが、そういうことになれば、それに付随した現場の延長というのは当然延びていく。また、それに伴って地元の業界の人たちも仕事の件数も増えて継続していくのだろうと思います。

一方で、今既に出されている工事発注の規模、当初は5千万単位で何本に分けて出していくということで、なるべくそういうような体制を作りながら発注もしていただいてきております。ですが、なかなか完成年度に合わせていこうとすると、おそらく1回の事業量も大きな事業単位で発注せざるを得ない、そんなことも起こり得るかなと。そうした場合に、地元企業もそれに対応が出来る受注体制、また従業員の確保、そういう環境を作り出す必要があるかと思います。そういう中で、多少なりとも1本の工事度合いが大きくなっても耐えうるような受注体制、そういったものもこれから必要ではないかと。そういったことへも配慮していく必要があるかと思います。

そしてこれから先どういうふうに、となるわけですが、私もできれば完成がいつまでも、一方では先の見えないような工事が永遠と続くのであれば、これは地域としても、ある意味、ほかの意味で不安が出てきます。そういうことがないように、ある程度先がみえるような計画をきちんと作り上げていく必要があると思っていますし、それへの働きかけ、また対応、そして町民の皆さん方がどういうふうになっていくのかなと不安視する部分を明確にできるように。そんなことを国、県に対しても御教授をし、進めていく必要があると思っております。いずれにしましても、まだまだ大きな事業であります。こうして地元への影響が大きい仕事も関わりがついて回りますので、なんとか町としてもまた町民の人たちにとっても有益的に繋がっていけるように、そんな対応を図っていく、そんな考えでおりますのでよろしくお願いししたいと思います。

2原田 最後まで振興策を一生懸命考えていただいて、国、県にもしっかり要望していただくようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

<u>休憩 午前11時51分</u> 再開 午後12時57分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に6番金田文子君の質問を許します。

6金田 6番、金田文子です。限られた時間ですから、さっそく質問に入ります。 一括方式で質問させていただきます。

まず、「新型コロナウィルス感染症のワクチン接種について」についてです。 感染への恐れを払拭するには、多くの人がこの病気にかかるか、ワクチンを接 種して抗体を得て免疫細胞が働くようにすることが必要です。高齢者や病気を持 っている人たちが感染すると、重い症状が現れたり、死に至ったりする高いリス クにさらされます。若い人でも後遺症状が長く続く事例が報告されていますので、 早くワクチンを接種できるよう、待ち望んできました。ここ数日はウィルスの変 異株の影響も報道されるようになり、心配がつのります。

ワクチンが各自治体に配布されることになり、割り当てられたワクチンの効果的な運用は各市町村に委ねられました。設楽町では、4月26日からの週にワクチンが1箱届き、1箱分の接種回数は900~1000回余りと聞きました。午前中に975回とありましたね。ファイザー社のメッセンジャーRNA(mRNA)ワクチンですと、2回接種するタイプのワクチンですから、500人弱の人の分しかありません。設楽町では、どのように接種を進めていくのか、計画を質します。

集団接種の予定としていますが、会場への移動が困難な方の支援はどうされるのでしょうか。これについては、午前中の同僚議員の質問で詳しくお答えいただいている部分がありますので、答弁が重複するところは割愛してください。

さて、ワクチンを接種するうえで心配することは副反応です。急激なショック症状(アナフィラキシー)が、疑いも含めて報告されたのは、昨日11日午後5時までに37人、国内で接種を受けた医療従事者の、およそ4900人に1人くらいの割合と発表されています。厚生労働省は12日午後、専門家部会を開いて接種との因果関係などを検証する方針です。私たち素人は、ワクチンとの因果関係のない偶発的な症状を副反応と思い違いすることもあります。過去には子宮頸がんワクチンの接種で混乱があり、予防医学関係者が誤解を解くのに苦労しています。根拠のない流言に惑わされることの無いよう、副反応の理解が必要です。接種は自己決定ですから、接種判断のための情報はとても大切です。

ワクチンの副反応の正しい理解への取り組みはどのように考えていますか。 各接種会場でアナフィラキシーへの対応はどのようにしてくださいますか。 以上が1番目の質問です。

次に、「ジェンダー(社会、文化によって決まる性差)平等の実現について」、 町長のお考え、決意をお聞きします。

行動や考え方が固定的、画一的なステレオタイプな環境のままにある町、例えば、いわゆる、「男らしさ、女らしさ」に縛られているようなところ、もっと言えば、「夫は稼ぎ、妻はケア」というような固定的な価値から抜け出せないでい

るところでは、一人ひとりの個性を伸ばすことが難しく、多様性が求められる現代社会から取り残されていきます。法が整備され、世界の動向に後押しされても、ジェンダー平等が一向に進まない日本です。女性の社会進出が進んだといっても、ジェンダー不平等のために苦しんでいる人々はまだ多いのです。コロナ禍で経済的に追い詰められているのは圧倒的に女性です。

我が町においても不平等は随所に見出すことができます。例えば、今後検討されるという学校の適正配置については、子育て当事者の声になかなか光が当たらなかったため、「10年も前から願っているのにまだ検討されない」と不満をためて暮らす人がありました。昔ながらの慣習で物事を決める社会に長くいると、ジェンダー不平等に気づかない人々が再生産されており、何らかの壁に突き当たった人や外から来た人が「おかしい」と違和感をつぶやいても、耳を傾けてもらえないのです。「おかしい」ことに気付けない人になっているのです。ですから、失望を味わい、黙ってしまうのです。

コロナ禍で、日本の組織のステレオタイプなリーダーの言動が物議を醸し、国内からも世界からも批判や抗議が殺到し、リーダー交代に追い込まれたのは、つい先ごろのことです。公人(公の人)として口にしてはならないことだったのに、認識がアップデートされていなかったのだと推察して見ています。日本の構造的な課題があらわになったと指摘されました。SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)、未来のための17の目標の第5番目にジェンダー平等はあげられています。

設楽町の統計的データがないので、後ろのほう、見にくいですが、資料1-1、1-2に、児童向け絵本「SDGsのきほん」シリーズ全18巻の第6巻「ジェンダー」にあげられているデータを引用しました。この本は町民図書館にあります。非常に見にくくて申し訳ないですが、インターネットなどをひけばまたすぐに出てきますので、ぜひ見ていただきたいと思いますが。虫眼鏡がないと見えないような表ですみません。

まず、資料1-1①は、日本がどこにあるかしら、と思って探すと121位です。この調査が始まったころは、日本もフランスも70位前後に同じくらいのところにいたのですが、今やフランスはぐっと上のほうに上がり、日本は去年も今年も、2020年も121位です。その前は111位でした。この数年の間に開発途上国を含め、いろんな国々がジェエンダー平等を政策として実現してきたので、日本は、開発途上国よりも「えっ」と思うような国よりもすごく下のほうです。

②のジェエンダー不平等指数は、この表では23位のあたりです。これは比較的高いのですが、教育と、健康が数値を押し上げています。しかも、経済的なエンパワーメント指数ランキングが27位と出ていますが、29か国中の27位なので、全然威張れる順位ではありません。とても残念な順位です。

社会や町の人々の意識は、書面や文言で啓発した程度では変わりません。実際の姿や行動を見ることによって、いつしかそれが当たり前になっていきます。結局、リーダーや組織の在り方のロールモデル――模範や目標となる人や組織が必要です。わが町では役場や議会、種々の組織の在り方がカギと考えられます。

議会初日における、「今が価値感の転換の時であり、前例踏襲を排す」という 趣旨の町長の所信表明は、今この時のリーダーとして高く評価される重要ポイン トであり、町の持続的な発展に希望をつなぐところでもあります。そこで、町長 に改めて、ジェンダー平等の実現に対するお考え、決意をお尋ねします。

さて、組織のお手本となるべき役場のフロアをみると、10数年前とは隔世の感があります。有能な女性職員の結婚・出産退職が当たり前のようだったものが、今や共働き家庭の職員が同じフロアで働き、産休・育休取得後の職場復帰が叶うようになっています。職場のジェンダー平等が当たり前という町に一歩一歩進んできていることが目に見えます。

資料2を御覧ください。内閣府が推進を進めている、男性の育児休業取得率を上げること、指導的地位にある女性の率を上げることに関して、設楽町役場総務課でいただいた資料です。見ていただくとわかりますように、女性の圧倒的な数に対して男性職員の育児休業は、まだゼロです。これ、合併後のことですね。ここ10年くらいのことです。

男性が育児休業を取得できる環境を作り出していますか。お尋ねします。

続いて、課長級職員の女性1名が定年退職を迎えるようです。令和3年度も、 役場組織で女性の管理職、課長級として、町民が窓口に来たときにも見えるよう な「見える化」への登用を期待するがいかがでしょうか。

最後に子どもの学びが政策(事業化)へつながる連携をしましょう、と提案させていただきます。

「子どもの権利条約」、日本は1994年、世界の中で158番目の批准国でした。「子どもの権利条約」の批准後、「すべての子どもたちは、大人と同じように権利を持っている。子どもの権利を守ることは大人の責任・義務である」という考え方が広がっています。日本でも少しずつよい影響が生まれて、各自治体のレベルで、子どもの権利を尊重しようという意識が表れてきています。54条からなるこの条約は、大きく4つに分けることができます。

1、生きる権利、2、育つ権利、3、守られる権利、4、参加する権利です。 本日は、「4 参加する権利」について議論したいと思います。

私は「中学生議会」の実現を議会の場で政策提案してきました。しかし、10年近く経っても、子どもの育ちは家庭や学校に任せるという固定的な考え方が残っているせいか、いまだに「子ども議会」の実現は見ていません。この間、他の自治体では、「子どもにやさしいまちづくり条例」あるいは、「こども条例」「住民自治条例」等々の根拠規定をつくり、着々と子ども参加を進める市町が表れてきました。

一方、我が設楽町では、資料 3-2、左のほうに令和 3 年度の学年、中 3 からずっとゼロ歳の子、令和 9 年の未就園児、そこまでの子どもの数を右に表してあります。中 3 は 22 名。中 2 、26 名。中 1 、24 名。小 6 、31 名。30。21。31。27。15。16。18。16。18。12。9。これは、教育委員会でデータを取ってくださったものを転記しています。

このように、子どもの数は減少の一途をたどり、「子ども議会」といった仕組 みづくりをして参加者を募ることは困難ではないかと察する状況になってきま した。

ところが、学校での学習内容は世の中の進展にぴったり当てはまっており、子どもたちは「総合学習」で設楽町の活性化案を創るほどに力をつけ、町の魅力を発展させようとする意識を持っているのです。

12月10日、設楽中学校3年生の総合学習の発表を聞きました。コロナ禍で文

化祭に多くの人を呼ぶことができなくなったため、文教厚生委員に班別で研究した活性化案をプレゼンしてくれました。資料3-1がその発表した資料の目次をコピーしたものです。実物はこのように立派な本編と資料がついたこんな分厚いもので、自分たちの構想を図に表したり、図面にとったり、もう、このままやれるじゃん、というような内容でした。いつも文化祭や、高校の文化祭で、生徒さんの発表を毎年聞いていましたので、子供たちは素晴らしいな、むしろ、大人よりも現代社会で、あちこちの市町で実践されているような情報をちゃんと集めていてよく知っているなということをずっと感じていました。今回たまたま、この議場を会場としてプレゼンをやってくれたんですけれども、まさに、全国各地で大人が取り組んでいるようなものが並んでおり、町の魅力を見つけ、調べたことを応用して町の魅力を発信するプランができていました。深い探求の足跡が見え、子どもたちの力はやはり信じるに足ると感じました。場を地域に広げて、大人とともに実行する過程を踏んでもらえば、更に自己効力感・自己肯定感を高め、ふるさとへの愛着や自信を持ってもらうことができるのではないかと考えます。

今、日本の子どもの調査で、自己肯定感がこんなに低い国はほかにありません。 日本は、よその国に比べてダントツ、自分の存在の意味を見いだせない子供たち がたくさんいるということが問題となっています。これが実際に地域で実践活動 として展開できるようになれば、ものすごく自信を持ってくれるし、ふるさとへ の発見、ふるさとへの愛がいっそう深まるのではないかと感じます。

先日、教育長の教育方針に「設楽町教育振興基本計画」を策定するとの表明がありました。「たくましく、礼節・思いやりの心を持ち、自ら考え行動でき、設楽町に誇りと愛着を持ち、地域を支える子どもの育成」を基本的な方向とするとありました。

そこで提案したい。子どもたちの提案を聞くにとどまらず、学校での研究にと どめておくのではなく、実行する過程を支援する。予算を付けて子供たちの実践 を支えるようなことを教育振興計画に盛り込むこと、これを提案したいのです。

例えば、地縁団体やまちづくり団体、若者支援の予算化と同様に、事業の予算 をつける提案について、お考えを問います。

もし、子どもの参加をはばむ壁があるとすれば、それは何でしょうか。教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

保健福祉センター所長 それでは、保健センターから「新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種について」お答えします。

先ほども町民課のほうでお答えしておりますとおり、1箱届くという予告はありましたが、その後入荷の予定の連絡はまだ来ておりません。現状では、ワクチンが一定量入荷、または入荷予定が確定次第、集中して実施していく方向での検討と、また高齢者施設などについて、現在町民課でとりまとめをしていただいていますので、その結果を踏まえて、施設からの接種の検討をしていきます。

ワクチンの入荷予定等の連絡をもうしばらく待ち、医師会の先生方に御相談を しながら、なるべく早期に開始できるように調整をしていきたいと思います。接 種日程が決まり次第、接種券を発送し、予約を受け付けていきます。

なお、接種券について、3月下旬ということで広報しておりますので、遅れている状況についても広報などでお知らせをしていきます。

2点目の、移動困難な方への支援については、予約時に送迎希望の確認をし、 必要な方には、シルバー人材センターへの委託と役場の職員での送迎を行います。

3点目の、ワクチンの副反応の正しい理解についてですが、ワクチンの接種券とともに、接種についてのお知らせと接種時の予診票を同封します。予診票の裏の面、及びお知らせの中で、ワクチンの特徴、効果と投与方法、接種できない人、注意が必要な人、接種後の注意、副反応、健康被害救済制度についての説明文を記載し、現在までにわかっている情報を随時、提供していきます。また、専用電話を4月より設置し、予防接種の予約と予防接種に関する相談ができる体制を整えます。

4点目の、接種会場での救急対応については、予防接種後には30分程度経過観察のため会場に留まっていただき、何か体調に変化があった場合は、会場に待機している看護師が医師に連絡をし、応急処置を行います。会場には応急対応ができるように救急処置用品を設置し、常時対応できるように準備をします。重篤な副反応が発生した場合は、速やかに搬送ができるように、予め、会場内の従事者について役割を確認するとともに、新城消防設楽分署に予防接種計画を連絡しておき、速やかに搬送をお願いできるように連携体制を整えていきます。また、救急対応の模擬訓練についても重ねて実施をしていきます。

副町長 それでは2問目の、「ジェンダー平等の実現について」の2点目、3点目に つきまして、内容が人事的なものでありますので、私のほうからお答えさせてい ただきます。

まず、前提としまして一般職の職員構成を説明しますと、昨今の採用状況により主事級が最も多く、続いて課長補佐級で、中間層の主査級は極めて少なく、以前の逆台形のような形から、落花生のように中間がくびれている型に変移している状況にあります。

また、町村合併前の係長制から現在の主査制への移行も相まって、現在の職員の業務配分は、職員数の余力があまりないことから、業務が複雑・多様化する中、課長補佐も担当事務を多く受持ち、以前のように職階により複数かつ縦割りで事務事業を担うケースが少なくなりまして、一人親方的な状況では、育児休業で欠けた場合に代わりの職員がいないなど、休みやすい環境を体感できていないということも承知しています。これは規模の小さな町村にとって共通の課題であると思います。

このような中、今のところ男性職員からの休業の相談、届出はありませんが、 男性職員・女性職員を問わず、育児休業の希望があれば、育児休業法及び関係条 例に適切に対応し、男女等しく権利を行使できるよう職員に優しい環境作りは必 然であると思います。

本町は、期間を定めた任期付採用のような任用制度は適用していませんので、 育児休業で休まれる場合の欠員への対応については、定年退職者の状況を見据え、 退職補充の新規職員を前倒しで採用するなどに取り組み、欠員補充に努めていま す。今後も育児休業の取得希望があれば、男女の区別なく、希望に添えるように 調整し、職員が安心して休業できるよう、職員の福利厚生の向上を更に図ってま いります。

次に、女性の管理職の登用についてでありますが、本町においては、課長補佐 以上が管理職に当たります。職員の人事異動の内示前でありますので具体的な内 容は申し上げられませんが、御承知のとおり、既に女性課長を任用していますし、 多くの女性職員がそれぞれの職務において管理職として活躍していることや、役 場庁舎内外において最近女性職員が増えているという状況については、金田議員 におかれましても、感じられていることと思います。

したがいまして、女性職員の管理職への昇格を始め、主査級への昇進や、新規採用において具体的な任用基準に準拠して人事を行っていますので、特段性別により採用するとか、昇進する・しないという恣意的な判断はしていませんので、今後も自己申告書や人事評価制度を適切に運用し、職員個々の個性、適正及び能力、実績、取り組む姿勢行動などを的確に判断するとともに、可能な限り柔軟な適材適所の配置により、職員の自負、やりがい、能力、及びモチベーションの向上により、職員みんなで組織の力を高めてまいりたいと思います。

以上です。

町長 それでは、「町長の決意」ということで御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

皆おっしゃられたように、 過去には確かに結婚ですとか、また出産を機に退職する女性職員が多くありました。また、そうすることを希望される女性もおみえになると。そういう時代だったかなと思っております。しかしながら私は、そういうことを別にしてこういう特別男女、性別をもって不平等になっている、また、している、という認識は持っておりませんし、今後もそのようなことがあるとは考えてはおりません。

以上です。

教育課長 3問目、「子どもの学びが政策(事業化)へつながる連携について」お答え いたします。

子どもたちが自分の住む町に誇りと愛着を持ち、自ら考え行動できるよう、学校教育の現場ではそれぞれ総合学習の時間などを活用し、特色をもって取り組んでおります。

例えばキャリア教育の一環として、各校では地元の方をお招きしてお話しを伺う機会を設けておりますが、子どもたちはその方の地域との関わりや影響などを知り、そこから自分だったら何ができるのか、何が必要かなどについて考える契機になっています。職業体験の際の行き先は、そうした中で子どもたちが自ら考え、決めた事業所・職場を選択し実践しているところです。

また最近の実例ですけれども、名倉小学校では、総合学習の時間に名倉米のPRの一環としてエゴマ団子を考案しまして、近隣和菓子店などの御協力をいただき、一商品として販売されるまでに至りました。授業の中で地域の素材を活用する自分たちのアイデアが社会の中で実現されることに、子どもたちは大きな喜びと自信を得たものと思います。

御質問にあります、「設楽町の活性化案」は、学校の教育活動の一環として、 設楽中の学校祭での発表展示に向けて作成されたものですが、町の資源を活用し た様々な提案があり、生徒の皆さんが町の魅力の発展に関し高い意識を持ってい ることが分かるものです。次代を担う世代のこれら提案を大変心強く感じるとと もに、そうした提案の具現化に向けたレールを敷いていく必要性も実感しており ます。

教育委員会としましては、こうした想像力や企画力、好奇心、探究心などを

育んでいける教育の機会を作るとともに、学校現場にて生まれた発想や発案を具体化・事業化するにあたっては事業担当部局も関わっていくことになりますので、関係各課等と情報共有するなど、町として一体となって取り組んでいくよう進めます。

なお、教育振興基本計画に盛り込むことに関しましては、現在策定中でありますので、そういった御提案をいただきましたことは意識して進めていくところでありますけれども、この基本計画というのは、教育分野の基本目標、重点的に取り組んでいく基本施策の方向性を示す計画でありますので、その枠組み、その方向性をもって作らせていただくということを御理解いただきたければと思います。

2つ目、「子どもの参加をはばむ壁」という点ですけれども、今申し上げましたような、こうした子どもたちの思いや意欲を阻むものは基本的にはないと思いますし、あってはならないと考えております。

以上です。

6 金田(文) ただ今の御答弁だと、もちろん前向きに取り組んでいないと否定するも のではありません。例えば男女共同参画の理念とか、様々な行政の政策について 職員に学ぶ機会も最近は作っていただいています。最近のことですが、そうやっ て意識を啓発してくださっているということ、それから先ほどから述べているよ うに、若い御夫婦の人たちがいきいきと同じフロアで働いていたり、産休、育休 が明けて、お子さんを預けて活発に能力を発揮していってくださる方たちがいる ってことは、少しずつ進んでいるということ。それは、十分認めます。ただ、一 番強く申し上げたいことは、このままの歩みだと設楽町はめちゃくちゃよそから 置いていかれちゃうな、ということです。積極的に、役場というか町長さんを筆 頭に、うちの町は女性も活躍してもらうんだ、あるいは、LGBT 性的少数者の人た ち、そういう人たちも全然それはあたりまえと思って暮らせる町なんだ、安心し て暮らせる町なんだということを本当に体感してもらうには、町中が変わらなけ ればなりません。ただ、文字や何かで啓発したり、セミナーを2、3回受けた程 度では全然変われないわけです。そのために、見える化する、ロールモデルをき っちり役場で示すということをぜひお願いしたい。ここで変わらなかったら変わ るチャンスはない、そういうふうに、町長さんも、今こそ価値を転換の時だとい うことを所信で表明されていたとおりだと思います。

それで、ジェエンダーのことを先に片付けます、一番言いたいことがあるので。 人事のところで先ほど、「恣意的に」することはないとおっしゃいましたが、実 は恣意的にしていかないと、女性が指導的な立場で活躍をする、そういう町には なっていかないのです。

先ほど申し上げたように、日本が世界からめちゃくちゃ遅れちゃって、アフリカや東南アジアの新興国よりもずっと低い男女共同参画のジェンダー不平等の国になってしまったのは、ほかの国々は女性の登用を「クオータ制」といって、何パーセントは女性というふうに、北欧の国々は、ほぼ国会議員や市会議委員も半分づつくらい男女がいるのですけれども、新しい国々もそうやって、今130くらいの国々がクオータ制を導入して、女性たちを政治、意思決定の場、それから経済の場に引っぱり出しています。日本でも気がついてというか、もうこれでは世の中通用しないなということで、3月8日国際女性デーの日に、菅総理は各省

庁にジェンダー平等をするように指示をされました。それから経団連の副会長さ んは、初めて女性の人が上のほうの地位というか、決定していくリーダーのほう の地位に就かれました。DNAの社長さんですかね。それからアメリカでは、ジ エンダー平等の大統領令をバイデンさんが出されました。EUでは、格差是正の 法案が出されました。そしてアメリカでも昨日、格差是正の法案を出しているよ うです。それくらい積極的にやっていかないと、追っつかないわけです。今まで、 10年も20年もかかってやっとここまで来たという、この歩みでは遅すぎるので、 積極的な登用を考えていただかないといけないという段階です。

先ほど、副町長のお答えにありましたように、ひょうたん型の人員構成になっ ちゃって、これから課長さんになるようなところの人たちの人数がすごく少ない とおっしゃっています。資料の表をみると、はっきりそれはわかります。しかし ながら、課長補佐級に5人も女性がいます。今課長級も保健センター所長さんが 定年退職と伺っていますので、この方が課長から外れると女性の課長がゼロにな ってしまうので、なんとか課長補佐級の5人の女性の中から、1人でも2人でも、 もちろん5人でもいいのですけれども、育てていただいて。課長職に女性がいる ということを町民の目に見えるように実現していただきたいということを強く お願いいたします。この点について、人事のことですのでお答えは出来ないとわ かりますので、ここのところ、強く要望しておきます。育ててください。積極的 な登用をしてください。クオータ制のように、国の目標の30%にはとても届きま せん。だって元々女性の数が少ないのですから。課長補佐級でも30人のうち5 人しかいないのですから、女性は14.3%しかいないので、普通の数値目標はとて もできないということはよくわりますので、1人でもいいんです。目に見える形 にぜひお願いします。

それでは、1番目のコロナワクチンのことに戻ります。接種を受ける人に優先 順位をつけることになるわけですので確認しておきます。午前の答弁で高齢者施 設のクラスター発生が相次ぐことから、高齢者施設などの職員さんも、利用者さ んと一緒にワクチン接種をに受けられるようになったと聞いています。

確認ですが、障害者施設なども含まれますか。これは、含まれるとお聞きしま したのでそれでいいですね。

それから、訪問介護や、生活支援をしてくださるヘルパーさんも施設職員と同 様、優先的に接種できますか。これも、2番目の段階に入れてくださると聞こえ ましたが確認します。みんなが外出自粛をしているときでも、仕事として訪問を して、利用者さんの生活をこの1年ずっと支えてくださっています。うつさない、 うつされないために1年あまりずっと過度の緊張を強いられてきました。なるべ く早い優先順位にして、ストレスを少しでも軽くしていただきたいですし、現場 の皆さんからも要望の声が上がっていますので、この点よろしくお願いします。 以上のところを確認します。

あと続いて、情報提供についてですが、厚労省の専門部会で予診での十分の既 往症の確認や、情報提供をどのように進めるかなどをしっかり議論するとのこと で今日やっているわけです。これから今夜8時に厚労省の記者会見があると思い ますが、これ以降、詳しい情報がこちらにも流れてくると思いますので、それを 参考にはしつつも、うちの町の現状に応じた情報提供や予診の準備をお願いしま す。これは要望ですので、きっと今までのことをみていたら、確実に着実にやっ

てもらえると信頼しているので、お願いだけ申し述べます。

保健センター所長の山崎さん、ぜひ定年退職後も現場に留まり、先頭に立って ワクチン接種の指揮にあたっていただけるよう希望します。現場に留まる制度も あるのでお願いします。

それから最後ですが、前向きな表現の仕方で答えてくださいましたので、これから6月、9月といろんなところでお話を伺っていきたいと思いますが、私が提案をしているのは、人材育成を意図しています。だから失敗をしても良いのです。成果を求めるのではなく、多様な人々と繋がって挑戦をする、失敗から学んで次のステップへと上がっていく。例えばPDCAサイクルをまわすような方法を学び取っていくことを支えるための教育投資として予算をつけてほしいと言っています。

今名倉小学校の例がありましたが、これも事務教や教育研究のふるさと学習の研究指定校の補助金みたいなものが財源になっていて、子供たちに負担がかからないようにしていますので、そういう財源的な支え、中学校の先生や、中高連携でやることもあるかもしれないので、子供たちに財政負担的がかからないように、学校の先生たちも安心してプロジェクトが組めるように、そういう支援をしてほしいという意味での提案をしていますので。今回初めて言ったばかりですので、すぐ、「はい、やりますよ」とお答えはできるとは思っていませんが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、今申し上げた点についてお返事をお願いします。

- 保健福祉センター所長 居宅サービスの事業所などについてなのですけれども、地域において病床がひっ迫する場合とかで自宅療養を余儀なくされる高齢者の患者とか、濃厚接触者に直接接して介護サービスの提供を行う意向がある場合、というところの事業所の希望調査を今町民課のほうでしてくださっていまして、そこの希望状況で高齢者と一緒に接種ができるという形に今変わっております。
- 教育課長 教育投資としての予算付けということで。当然それに関しましては否定するものではありません。今申し上げております基本計画のなかでも、幅広い教育の分野について進めていきます、ということ。生きる力を育む、青少年の健全育成、生涯学習等、人材育成を含めた取組をということで進めていきますので、当然相応の予算も必要が出てくるということで、必要な部分については可能な限り付けて進めていければと思っておりますのでよろしくお願いします。
- 6金田(文) 人事部局で、女性の積極的なクオータ制に近いようなことのお考えについてはいかがでしょうか。否定するものではないのでしょうか。
- 総務課長 採用ですとか昇格について、男女平等でまったく区別はしておりません。 そのなかで、金田文子議員は、女性のパーセントを決めてふやす、という意味あ いのことをおっしゃられたと思いますけれども、同じ土台で、やはり能力のある 者を適材適所に充てていく、能力のある者を採用する。そういう一番の大元、原 点はそういうところに始まっておりますので、その点は御了解いただきたいと思 います。
- 6金田(文) もちろんそうです。もちろんそうですが、今までどおりのやり方だと、 女性の管理職がいるような「見える化」がないので、ぜひパーセンテージは20 とか30とか、そんなことは決めなくていいです、現実的に無理ですから。1人 でも2人でも町民のみんなが役場に来たときに「え、女性の課長さんもできるよ

うになったんだ」というような意識が、本当に町の雰囲気が変わっていくような ことについて前向きに考えていただきたいという提案です。

- 副町長 今、総務課長が言ったことと、先ほど言われた「恣意的な」という意味、ちょっと関連がありますので。その前に言ったのは、当然入るときに同じ給料です。そのあと、主査とか、主任主査、課長補佐に上がっていくにおいては、ある一定の年数の基準を持っています。だから、恣意的な判断ではないです、というのは、それを恣意的にやりますと、逆に年数なんて全く関係なくなって、5年で係長とかそういう形になってきますので。そうではなくて、そういう基準を持ちつつ、先ほど私が説明しましたように、自分の自己申告書だとか、人事評価制度を適切に運用をして、その人の能力を見極め、今総務課長が言いましたように、能力のある者は当然課長補佐、課長になっていくものだと思います。しかしながら、先ほどいいました中間層、この世代に女性職員が非常に少ないんですね。ですから、すぐ目先の事よりも、これからもう少し長い目で見ていただかないと、対象の職員が少ないという、どうにもならない問題もありますので、そういうことを踏まえていただいて、これから期待していただきたいと思います。
- 6金田(文) なかなか難しい、無理なことをお願いしているのは確かなのですが、それは十分承知のうえでお願いしたいと思います。ぜひ、女性の職員が、女性が指導的な立場で物事を決めていく立場に常にいる設楽町であってほしいと思いますので、お願いをして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に5金田敏行君の質問を許します。

6金田 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い大きく2点について質問させて いただきます。

私の質問は、一括質問でお願いしたいと思います。

最初の質問は「町有地の利活用について」です。

ここ設楽町役場庁舎は、2013 年、平成 25 年 10 月完成し、翌年平成 26 年 1 月 より業務を開始し、本年で早くも 7 年目となりました、もともとこの地は旧田口小学校跡地であり、旧校庭廻りの春には桜や藤棚が美しく咲きほっこていて、田口地区のコミュニティのさくら祭りがあったり、地区の老人たちがグランドゴルフをしたり、子供たちがサッカーやソフトボールなどをし田口スポーツ広場として永く親しまれていた土地であります。一方では町民の散策や憩いの広場でもありました。

その憩いの広場が、設楽町役場移転新築の為に桜や藤が切られ、造成が始まり、 その後にこの役場庁舎が出来上がりました、今でも旧田口小学校時代の正門付近 にありましたしだれ桜が庁舎の南西側の片隅に移植され、当時の面影を残してお ります。

田口スポーツ広場が無くなり 10 年近くになりますが、新築した庁舎東隣に設楽 ダムで水没する旧八橋小学校の代替え地として国土交通省から補償していただ いた土地があります。この土地は、平成 27 年 11 月 17 日の議会全員協議会で説 明があり、その時の企画ダム対策課長の説明では、この土地は「田口スポーツ広 場」の代替用地とのことでした。その後、この土地には設楽ダム工事関係会社の 現場事務所が入れ替わり建ち、最近では国土交通省の倉庫が建ち、そして国土交通省の工事事務所まで建ち、残地はほとんど駐車場となっているのが現状です。

この土地の利活用としては何とか理解しますが、当初の取得目的であります田口スポーツ広場からすると、かなり使用方向がゆがんだ方向に使用されていると思わざるを得ませんので、以下のことについて質問します。

- 1、役場隣接のこの土地の建築構造物は、今後いつまで利用するのか。
- 2、この町有地の今後の利活用の方向性はいかがでしょうか。
- 3、将来この土地を本来の目的である田口スポーツ広場にする予定の有無はいかがでしょうか。

以上お聞きします。

次に「特定空家の経過について」です。

空き家対策特別措置法が平成26年11月27日に公布され、翌年平成27年2月26日に基本方針が決定し、同法が施行されてから早いもので6年が経過しました。私は平成26年6月の第2回定例会で、この件について一般質問しましたが、その時には同法が施行したばかりでしたので、まだ対応策が出来てなく、これから対応策を講じる時でした。その際に、当時は担当が今の建設課ではなく生活課でしたが、その課長より詳細な基準や対応方法を決めるために協議会を設立し対応していく必要があると考えているとの答弁でした。また廃屋の倒壊などにより、地元住民に被害が出ないよう対策を講じることが最重要でありますので、間髪を入れずに大至急対応してまいりたいと力強い答弁をいただきました。

そこで以下の質問をします。

- 1、協議会の設置状況と設置後の協議内容はどのように進められているのでしょうか。
- 2、特定空家への対応状況および件数の増減はどのように把握されておりますか。
- 3、同法が施行されてからの6年間で、対応、処置を含め、できた件数はいかほどでしょうか。
- 4、危険家屋の解体にかかる費用の補助制度は多くありますが、ほとんどの町 民はその制度すら知らないと思われますが、これに関する周知に関しての実施は どのように考えているのかを聞いて、1回目の質問を終わります。
- 総務課長 総務課から「町有地の今後の利活用について」回答をさせていただきます。 議員がおっしゃるとおり、役場新庁舎は、平成25年10月に当時、田ロスポー ツ広場に完成いたしました。そのスポーツ広場の代替地として庁舎隣の民地を町 有地として取得をしております。

現在の町有地の土地利用状況につきましては、設楽ダム工事事務所から借地の相談を受けまして、設楽ダム完成までの間、現場監督員詰所とインフォメーションセンターですとか、ボーリング調査で発生するコアの保管倉庫として、また、一部は民間企業の現場事務所として使用する借地契約を締結して利用されております。また、平場部分については、設楽ダム工事事務所や企業で働く職員の駐車場としても使われております。利用に関しましては、土地賃貸借契約を結んでおりまして、合わせて年額1,657,042円の収入となっております。一部の民間企業では、本年4月末までに工事を終えて退去することとなっております。この契約期間終了後につきましては、その土地を設楽ダム工事事務所が使いたいという

話を伺っております。設楽ダム工事事務所の監督員事務所、またインフォメーションセンター、それからコア倉庫などは、設楽ダムが完成し、監督員事務所等の役目を終えるまで建物が存続いたします。その後は、建物を取り壊して原状回復する、そういう契約になっております。

設楽ダム完成後の土地利用につきましては、スポーツ広場にするということに しておりますが、田口の中心に位置する貴重な町有地であります。どのような形 で整備していくかについて慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

建設課長 私からは、金田議員の御質問の中の「特定空家の経過について」お答えをいたします。

まず、1番目の質問の「協議会の設置状況と内容はどのように進められているか」についてです。

「設楽町空家等対策協議会」――以下「協議会」と言います、は、平成29年4月1日に立ち上げられました。協議会の委員は10人以内で組織され、任期は2年です。委員は町長のほか、地域住民、法務・不動産・建築等に関する学識経験者、その他町長が必要と認める者で構成されています。ちなみに現在の委員の内訳は、町長のほか、地域住民が4人、司法書士1人、土地家屋調査士1人、建築士1人の計8人で、その他町長が必要と認める者はいません。

なお、協議会は、年2、3回程度開催をしており、本年度にあっては年度途中で「特定空家等」に該当する案件が生じましたので、これまでに5月と7月の2回開催しており、また来る3月25日には、3回目の開催を予定しています。この3回目では本年度解体できた「特定空家等」2件の報告などを行います。

次に協議会立ち上げの経緯を説明します。「空家等対策計画」を策定する前段階として、平成28年度に町内の空家の調査を実施いたしました。その結果、町内で328件の空家が確認されています。

この調査結果を受けまして、さきほど説明いたしましたように平成29年4月1日に立ち上げた協議会を年3回開催し、「設楽町空家等対策計画」を平成30年4月に策定しています。この計画の中で、危険空家を「特定空家等」に認定するかどうかのチェックシートなどを定めています。

また、協議会では、現地確認などを行い、委員の御意見を伺って「特定空家等」 に認定するかどうかを決定いたします。「特定空家等」に認定され、指導・助言、 勧告、命令などに応じない場合は、行政代執行など法的措置が取られることにな りますので、慎重な判断が必要になります。

なお、この「特定空家等」に認定され、空家の所有者が解体に応じていただける場合は、「設楽町特定空家等解体事業補助金」の交付を受けることができます。この補助金は、平成30年8月1日から施行されており、補助率は補助対象経費、いわゆる解体費用の3分の2以内で、補助額は50万円を上限としており、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を補助します。

次に、2番目の質問の「特定空家への対応状況および件数の増減は」についてです。

まず、特定空家への対応状況についてお答えします。まず「特定空家等」の定義ですが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第2条2に規定されており、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるお

それのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

まずは、危険な空家等の情報収集や所有者等の調査を行い、協議会で「特定空家等」に認定するかどうか検討します。認定されますと、所有者に対し指導や助言を行います。ここで改善されない場合は、勧告や命令を行うこととなり、これでも改善されない場合、協議会で行政代執行などの措置をとるかどうかを検討します。

なお、現在、協議会で「特定空家等」に認定されたものは、所有者の皆様の御 理解をいただいて全て解体されています。

次に「件数の増減は」との御質問ですが、「特定空家等」に認定されたものの件数と理解いたしますが、平成30年度の8月に解体事業補助金制度が作られた関係から、平成30年度が0件、令和元年度が3件、令和2年度が2件です。したがいまして、件数の増減といたしましては、昨年度と比較して1件の減となります。

次に、3番目の御質問の、「この6年間で対応(処置)できた件数は」についてです。先ほどお答えいたしましたように、平成28年度は空家の調査、平成29年度は計画策定、平成30年度は補助金交付要綱の整備等を行ってまいりましたので、実際は、令和元年度と令和2年度の2年間の実績にはなりますが、町内で5件を解体していただきました。ちなみに内訳ですが、令和元年度は名倉地区で2件と清崎地区で1件の計3件、令和2年度は田口地区と清崎地区でそれぞれ1件の計2件でございます。

最後に4番目の質問の、「危険家屋の解体に掛かる費用の補助制度は多くの町 民が知らないと思われるが、周知に関しての実態はどのようか」についてです。

先ほども申し上げましたが、この補助制度は、平成30年8月1日から施行されており、町で毎年年度当初に発行しています「暮らしの便利帳」の中に掲載しております。これまで、令和元年度と令和2年度の2回しか掲載しておらず、また本年度は「新型コロナウイルス感染症」の関係で、区長会も開催されなかったことなどから説明も少なかったかと思います。町ホームページの中に設楽町例規集があり、この中にも掲載されておりますが、わりづらかったと思いますので、今後、町ホームページの中で「暮らしの便利帳」のようなわかりやすい掲載方法を検討してまいりたいと思います。

空家の解体は、あくまでも所有者の方に行っていただくことが原則でございます。倒壊の恐れがあるなど危険な空き家であり、協議会で「特定空家等」に認定した空家については、町の補助金制度も使えますということを御承知おきください。なお、「特定空家等」に認定した場合で、協議会の指導・助言、勧告、命令に応じていただけない場合は行政代執行などの処分があります。ただ、所有者の方が既に他界されていたり、相続登記がされていないような場合は、相続人等の家庭の状況を調査することにもなります。場合によっては、解体費用の工面が難しいということもあろうかと思います。安易に「特定空家等」に認定するのではなく、それぞれの事情を汲み取り、個々の事情に応じたきめ細やかな対応が必要になると思いますので、それらを総合的に判断して慎重に対応していきたいと

考えています。 以上です。

- 5金田(敏) 最初の共有地のことで、もう一度お聞きします。スポーツ広場の代替え 地が、先ほど説明にありましたように、ダム関連の会社の工事事務所、あるいは 国交省の業者関係が今現在利用をしているというのは、当初からの取得目的とは 歪んだ方向にいってしまっているのではないかと私は思うわけですけれども。こ の点は、総務課長さんは認められますか。
- 総務課長 この社会情勢の中でやむを得ないものと思っております。
- 5金田(敏) 実はこの土地の件なのですけれども、先ほど言いましたように企画ダム対策課のほうから説明が最初にあって、そのあと、平成27年6月9日の第2回定例会の町長の行政報告で、この質問に関する町長の報告がありました。そのなかで、「約4300平方メートルの土地を選定し、町、国土交通省、土地所有者との間で、三者契約を結ぶ交渉を進めてきて、内諾を得ました」と。で、「この事案は地方自治法による財産の取得処分で、議会議決の要件の基準以下でありますが、重要案件でありますので、今後、節目ごとに報告をさせていただきます」との、町長からの行政報告でした。「節目ごとに報告させていただきます」と言われたのですが、その後この土地に関する利用に関する説明、目的等は、一切なかったと思われますが、この点はいかがでしょうか。
- 総務課長 議会ですとか、全協の挨拶等で説明をさせていただいたものと思っております。
- 5金田(敏) この行政報告のあとの、挨拶で報告であったということですかね。行政報告のあとに、利用目的が違う方向にいくよと。そういうときには節目節目の報告をさせていただくよ、と言ってくれたのだけど。要するに利用目的が変わっているのだから、節目節目だと私は思うのですけれども、それはどういうところで説明があったのか、もう一度お聞きします。
- 町長 今総務課長が答えたように、まずスポーツ広場に代替えとして、国と三者契約と。国と地主さんと町との三者契約で、あの土地を購入させてもらうという報告をさせていただいて。町として所有する理由がいりますので、それはスポーツ広場に代わって、従来あったスポーツ広場の代替え地として町は所有することにして、町の所有としますという報告をさせてもらった。それ以後、今言われるように、その使用について節目節目というか、その事案が発生した折には、議会への報告というか、行政報告もあり、私今すぐにあれだということは申し上げませんが、全協だとか、いわゆる議会の前段、行政報告等のなかで、あそこへは国のこういう事務所を設置するようにいたしましたとか、その前には、一部の企業は使用用途の申請が出ておりますのでこれを認めて使用させることにしておりますとか、そういう報告はしてきたつもりでおりますが。議員が、いつそんなことがあったか俺は覚えがないと言われればそうかもわかりませんが、私としては、そういうことを何も黙ってどんどん使用させているという見解というか、そういう判断ではないと理解しております。
- 5金田(敏) 今町長の説明がありました。確かに私の記憶のなかには、そういう説明があったと覚えていないのですけれども。町長がそう言われたというのならば言われたのでしょう、ごめんなさい。それは、それでいいです。

では、この土地を将来はスポーツ広場にする予定でいるという考えですので、

ダムが完成したあとの土地の利用ということで、これはこれでいきます。

また、年間かなりの金額の借地料が入っているならば、利活用としては私は理解できますので、これはこれで置いておきます。

次に、危険家屋のほう、国の補助金のほうですけれども、聞き方が悪かったかもしれませんけれども、補助金の中には「老朽危険家屋解体工事補助金」とか、「危険家屋解体撤去補助金」、あるいは「老朽家屋等解体工事助成金」、あるいは「空き家解体補助金」、「解体撤去費助成金」など、数多くの助成金制度があると思うのですけれども。町の助成金制度を、すみません、もう一度教えてもらえますか。

- 建設課長 建設課のほうで所管しております、「設楽町特定空家等解体事業補助金」という補助金になりますが、こちらのほうは、先ほど申し上げましたように、平成30年8月1日から施行されております。補助額は、先ほど申しましたように、解体費用の3分の2以内で、補助額は50万円を上限としておりまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1 を補助します、ということで説明をさせていただいたところでございます。
 - 以上です。
- 5金田(敏) いろいろ助成金制度というのは、国のほうのかもしれませんけれども、調べてみますと、こんなにたくさんの助成金制度があるのだなというのを私も今回初めて知ったのですけれども。この中の制度というのは、町が独自のものを使っていて、国の補助制度は一切使わない、そういう考えですかね。
- 建設課長 こちらにつきましては、町のほうの空き家対策協議会のほうで、特定空家 等に認定された家屋につきまして、この制度が使えるということになっております。
- 5金田(敏) わかりました。では、それはそれでいいとして。 次に、先ほどの説明で、今特定空家に認定されているのは、今現在ないという ことですか。
- 建設課長 そのとおりでございます。相談を受けている件数は何件かありますが、特 定空家に認定された件数で、まだ残っているというのはありません。
- 5金田(敏) 特定空家という認定の方法というのは、協議会が決められるのでしょうけれども、認定がこうなったらこうだというのは、なかなか、参考方法がいろいろ資料がありますけれども。私は、まだまだあるのではないかなと。どことは言いませんけれども、清嶺地区、あるいは津具地区でも、かなりひどいのがありますけれども、それは、町としては今のところ把握といいますか、認定の候補にも挙がっていないのですか。
- 建設課長 そういうわけではありません。御相談を受けている件数は何件かございま す。ただ調査中のものもございまして、まだ特定空家に認定された所はないとい うことです。
- 5金田(敏) そうですか。正直言ってそれはびっくりしました。当然認定をされているものとばかり思ってこの質問を考えていたのですけれども。建設課長は津具の方だからよくわかると思うのですけれども、ありますからね、屋根がほとんど落ちてしまったような家が。あれも認定をされていないと。あるいは、場所を言っていいのかわかりませんが、清嶺地区も田峯地区にもあるのですよね。それも相談されている程度の家なのですか。

- 建設課長 今、議員がおっしゃられている所は私どもも把握はしております。ただ、 それを、協議会のほうで特定空家に認定するという格好になっておりますので、 まだ、そちらのほうは調査が終わらないと認定できないところはありますので、 そちらのほうは御理解いただきたいと思います。
- 5金田(敏) わかりました。その調査は、前の生活課長さん、もちろん退職されて今はいないのですけれども、その人が間髪入れずに「やります」と力強く言われました。ですから、今の建設課長さんも間髪入れずにどんどん進めていただいて。私大変危険だなと思いまして。本当に町民が巻き沿いをくわなければいいのですけれども、巻き沿いをくったら本当に大変なことになりますので。調査中でした、審査中でした、では通らなくなると思いますので。その辺のお考えをもう1回聞いておきたいと思います。
- 建設課長 御指摘ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、原則空家の使用者の方に修繕とか解体などの改善をお願いすることになります。また、こういったお話の多くは民地同士、例えばお隣さん同士ですとか、そういった話になってくると思いますので、まずは当人同士でお話し合いをしていただくのが大切ではないかなと思っております。ただ、先ほども言いましたように、まだ、現状調査中のものも何件かございますので、そういった所は個別の案件になってくるかと思いますので、ここでの回答は差し控えさせていただきたいと思います。
- 5金田(敏) わかりました。大変難しい問題です、これは。どうやって進めるかといいますと、費用の問題もありますし、また、こうなる家は大体、大体と言っては失礼ですけれども、大体が家庭の事情がちょっと複雑な家庭が普通は多いと思います。だから、家庭の事情がうまくいっている人であったら、とっくの昔に解体してしまっていると思うのですけれども、家庭の事情が難しいから、こういう形になって残っているのだと、そこら辺は私もわかっております。だから、むちゃくちゃなことは言いませんけれども、大変難しい問題だと思いますけれども、とは言っても住民の安心・安全のためにもがんばっていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。
- 町長 先ほどの御質問の中で、町有地の使い方なのですが。先ほど課長が申し上げたように、まだこれからダム建設が継続していく間は、使途としては工事事務所に貸していくということですが、そのあと、まだ何年か先になると思うのですが、工事が終わったあと、工事事務所が撤退したあとの使い方というのは、スポーツ広場にするという限定したものではないということだけは、御認識していてもらいたいと思います。まだここは、また改めて検討をする余地があると。その状況、時代によっては、多岐な形の中で利用方法を考える必要があるかと思いますので、今ここでスポーツ広場にします、ということは限定はしませんので。
- 5金田(敏) わかりました。ではそれは、またこれから先の話になると思いますが、 追々話が変わってきたら、このように変わりましたよと、そのように報告をまた いただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。
- 町長 当然、そういう形で改めてまた使途、計画に基づいて意見を聞きながら決めて いきたいと思います。
- 5金田(敏) わかりました。では、よろしくお願いします。 以上で私の質問は終わります。
- 議長これで、金田敏行君の質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。 散会 午後2時21分